

第71回中小企業団体全国大会

決議経過報告

(Ver. 1)

令和2年4月



全国中小企業団体中央会

目次

第71回全国大会決議の経過について	1
全国大会開催日以降の主な要望活動一覧（全国中央会会長要望等）	2
＜決議項目＞	
I. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上支援等の拡充	
1. 中小企業・小規模事業者の持続的な成長と生産性向上に向けた対策の強化	9
2. 生産性向上に向けた人材育成の強化	9
3. 地方創生推進に向けた対策の強化	9
4. 事業承継・後継者育成等への支援策の拡充と組合支援措置の強化	9
5. 中小企業組合・中央会に対する支援の拡充	9
II. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進	
1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮	16
2. 中小企業の人材確保・定着対策	16
3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定	16
4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充	16
5. 外国人材の受入れ体制の整備	17
6. 雇用保険制度の見直し	17
7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充	17
8. 国による職業訓練機能の拡充・強化	17
9. 社会保険制度等の整備	17
III. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充	
1. 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、豪雨災害等に対する復旧・復興の更なる推進	24
2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施	24
3. 地域の防災・減災対策の強化推進	24
IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備	
1. 中小企業金融施策の拡充	31
2. 中小企業・組合税制の拡充	36
3. 中小製造業等の持続的発展の推進	43
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充	47
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充	53
6. サービス業支援の強化・拡充	55
7. 官公需対策の強力な推進	60
8. 海外展開に対する支援の拡充	64
9. 公正かつ自由な競争の確保	66

※本決議経過は、一部を除いて、令和2年3月までの状況を取りまとめたものである。

第71回中小企業団体全国大会決議経過【概要】

全国中小企業団体中央会

背景・目的

<評価> ◎:実現 ○:一部実現 △:未実現

中小企業・小規模事業者が直面する多様な課題に前向きに対応していくためには、個々の自助努力だけでは限界があるため、中小企業組合をはじめとする連携組織での取組みが重要である。
組合等の連携組織が持っている企業同士の「つながる力」を大いに発揮して、中小企業・小規模事業者が協同することで足らざる経営資源を補完・補強し合えるよう、より一層提案力を高め、伴走型の支援活動の展開により、我が国経済及び中小企業・小規模事業者の力強い成長と発展を支援していく。

I. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上支援等の拡充

1. 持続的な成長と生産性向上に向けた対策の強化

- 中小企業・小規模事業者対策予算の拡充
- 消費税率引上げ対策

3. 地方創生推進に向けた対策の強化

- 地方創生交付金の拡充及び恒久化

5. 中小企業組合・中央会に対する支援の拡充

- △中央会に対する予算措置の拡充・強化
- △地場産業及び伝統的工芸品組合支援策の拡充
- △創業支援策の拡充、企業組合活用支援策等の改善・強化

2. 生産性向上に向けた人材育成の強化

- 生産性向上に向けた人材育成支援拡充
- △中央会指導員の人材育成予算拡充

4. 事業承継・後継者育成支援策の拡充と組合支援措置の強化

- 事業承継支援策の拡充
- △中小企業組合を活用した後継者育成・事業承継支援措置の創設

II. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

- 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮
- 中小企業の人材確保・定着対策
- △地域の実情を踏まえた最低賃金の設定
- 外国人技能実習制度の円滑化と拡充
- 外国人材の受入れ体制の整備
- 雇用保険制度の見直し
- △障害者雇用への中小企業支援策の拡充
- 国による職業訓練機能の拡充・強化
- △社会保険制度等の整備

III. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

- 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、豪雨・風水害等に対する復旧・復興の更なる推進
- 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施
- 地域の防災・減災対策の強化・推進

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

- 中小企業の資金調達の円滑化
- 成長戦略を実現するための金融支援の実施

2. 中小企業・組合税制の拡充

- 中小企業・組合関係税制の強化
- △事業承継税制の拡充
- 消費税対策の継続・強化
- 事業者の税負担軽減措置の継続・強化

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

- ◎ものづくり補助金の継続や革新的技術導入の支援強化
- 公設試験研究機関への技術開発支援機器の導入支援の拡充
- ◎知的財産の保護と活用支援の強化
- ◎下請法の厳正かつ迅速な運用

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

- 電力等エネルギーの安定供給の実現
- ◎省エネ・新エネ支援の拡充
- 環境対応への支援の拡充

5. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充

- 卸売・小売業に対する支援の拡充
- 機能的なまちづくりの推進
- 商店街等の中心市街地活性化に向けた支援の拡充

6. サービス業支援の強化・拡充

- ◎広域的な観光戦略の構築に対する支援と環境整備の強化
- 住宅宿泊事業法の適正運用の強化と耐震対策支援の拡充
- 先端テクノロジー活用・調査に対する支援
- 流通業・物流業の適正取引推進と物流効率化支援の拡充

7. 官公需対策の強力な推進

- △中小企業と官公需適格組合への受注機会の拡

8. 海外展開に対する支援の拡充

- ◎海外市場への販路開拓支援の拡充

9. 公正かつ自由な競争の確保

- 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化
- 改正独禁法の施行に向けた明確な制度設計

第71回全国大会決議の経過について

第71回中小企業団体全国大会は、令和元年11月7日に、「鹿児島アリーナ」（鹿児島市）において開催された。

大会は、約3,000名の中小企業団体の関係者が参加し、中小企業及び中小企業組合等の抱える諸問題に関する下記の項目について、決議が採択された。

<決議項目> ※【 】内は、全国大会決議項目を検討した専門委員会名

I. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上支援等の拡充【総合】

1. 中小企業・小規模事業者の持続的な成長と生産性向上に向けた対策の強化
2. 生産性向上に向けた人材育成の強化
3. 地方創生推進に向けた対策の強化
4. 事業承継・後継者育成等への支援策の拡充と組合支援措置の強化
5. 中小企業組合・中央会に対する支援の拡充

II. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進【労働】

1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮
2. 中小企業の人材確保・定着対策
3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定
4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充
5. 外国人材の受入れ体制の整備
6. 雇用保険制度の見直し
7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充
8. 国による職業訓練機能の拡充・強化
9. 社会保険制度等の整備

III. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充【総合】

1. 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、豪雨災害等に対する復旧・復興の更なる推進
2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施
3. 地域の防災・減災対策の強化推進

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充【金融】
2. 中小企業・組合税制の拡充【税制】
3. 中小製造業等の持続的発展の推進【工業】
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充【エネルギー・環境】
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充【商業】
6. サービス業支援の強化・拡充【サービス業】
7. 官公需対策の強力な推進【総合】
8. 海外展開に対する支援の拡充【総合】
9. 公正かつ自由な競争の確保【総合】

大会決議については、全国中央会森会長等役員が政府、与党（自民党、公明党）及び野党等の幹部と面会し、その実現のため要望した。

また、多数の国会議員に対し、大会決議を届け、その実現を強く申し入れるとともに、以下のとおり陳情を行った。

全国大会開催日前後の主な要望活動一覧(全国中央会会長要望等)

【令和元年】

10月18日 森会長、齋藤税制専門委員長、佐藤専務理事は、公明党の政策懇談会において、11月7日に開催する全国大会の決議案を踏まえ、中小企業対策の拡充強化を要望。



【要望する森会長、齋藤委員長、佐藤専務】



【公明党の政策懇談会】

10月23日 佐藤専務理事は、自民党の政策懇談会において、11月7日に開催する全国大会の決議案を踏まえ、中小企業対策の拡充強化を要望。



【要望する佐藤専務】

11月5日 佐藤専務理事は、自民党社会保障制度調査会年金委員会・医療委員会合同会議に出席し、被用者保険の適用範囲の拡大による中小企業等への影響について意見陳述。



【意見陳述を行う佐藤専務】



【合同会議】

11月18日 佐藤専務理事は、中小企業庁の「中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた意見交換会」に出席し、中小企業の生産性向上のための売上・利益拡大を図る環境整備について意見陳述。



【意見陳述を行う佐藤専務】



【意見交換会】

11月19日 佐藤専務理事は、共同会派（立憲民主党、国民民主党、社民党、社会保障を立て直す国民会議）の経済産業部会の来年度税制改正要望ヒアリングに出席し、全国大会決議の税制要望のうち、消費税率引上げ後の対策、事業承継支援策の拡充、租税特別措置の適用期限の延長について、特に強く要望。



【要望する佐藤専務】



【共同会派の経済産業部会】

11月21日 森会長は、総理大臣官邸において開催された「全世代型社会保障検討会議」に出席し、「社会保険に関する短時間労働者への適用拡大や年金制度改革等については、負担者である労働者と事業主双方に大きな負担を強いるものであり、中小企業・小規模事業者は、働き方改革への円滑な対応、急激な最低賃金の引上げ等への対応で苦慮している現状を踏まえて頂き、慎重に検討されるようお願いしたい。」と意見陳述。



【意見陳述を行う森会長】



【全世代型社会保障検討会議】

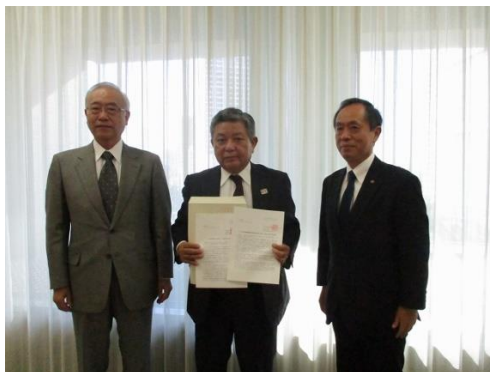
11月26日 長谷川副会長は、総理大臣官邸において開催された「第1回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」に森会長の代理として出席し、就職氷河期世代支援の推進に向けた取組等について意見陳述。

11月28日 自民党国会議員と政策懇談会を開催し、大会決議に基づき、令和2年度の中小企業予算・税制改正等について要望。

自民党国会議員からは、甘利明自民党税制調査会長をはじめ、逢沢一郎衆議院議員、伊藤達也衆議院議員、松島みどり衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、平将明衆議院議員、宮下一郎衆議院議員、鈴木淳司衆議院議員、うへの賢一郎衆議院議員、福田達夫衆議院議員、福岡資麿参議院議員、宮路拓馬衆議院議員が臨席。

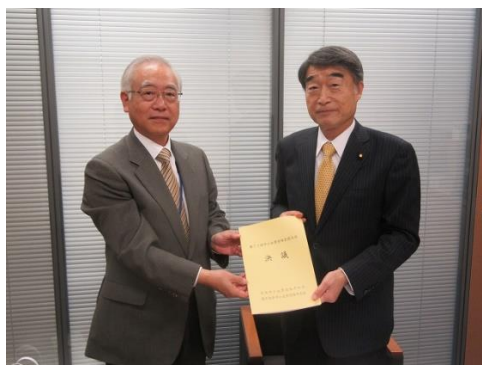
中央会からは、全国中央会の森洋会長（神奈川県中央会会長）、大村功作前会長（東京都中央会会長）、平栄三副会長（千葉県中央会会長）、今野敦之副会長（宮城県中央会会長）、長谷川正己副会長（愛知県中央会会長）、稲山幹夫副会長（福井県中央会会長）、小山田周右岩手県中央会会長、吉田勝彦群馬県中央会会長、伊藤光男埼玉県中央会会長、唐沢政彦長野県中央会会長、春日英廣長野県中央会元会長、諏訪部敏之静岡県中央会会長、杉谷雅祥島根県中央会会長、国東照正香川県中央会会長、服部正愛媛県中央会会長などが出席。

11月29日 佐藤専務理事は、全国商店街振興組合連合会渋谷専務理事とともに全国知事会を訪問し、古尾谷光男事務総長と面談。大会決議を踏まえた「中小企業連携組織対策事業予算の確保・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」を手渡し、都道府県中央会及び商店街振興組合に対する予算等の一層の拡充を強く要望。



【古尾谷事務総長へ要望する佐藤専務と全振連渋谷専務】

12月3日 佐藤専務理事は、根本匠中小企業・小規模事業者政策調査会長と面会し、中小企業予算の拡充及び税制改正等を要望。



【根本会長へ要望する佐藤専務】

12月9日 佐藤専務理事は、佐藤専務理事は、細田博之自民党税制調査会副会長と面会し、中小企業予算の拡充及び税制改正等を要望。



【細田副会長へ要望する佐藤専務】

【令和2年】

1月27日 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会とともに、「梶山経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会」を開催し、経済対策の着実な実施をはじめとした7項目を要望。全国中央会からは、森会長、平副会長（千葉県中央会会長）、阿部エネルギー・環境専門委員会副委員長（茨城県中央会会長）、佐藤専務理事が出席。経済産業省からは梶山弘志経済産業大臣、牧原秀樹経済産業副大臣、松本洋平経済産業副大臣、宮本周司大臣政務官等が出席。



【懇談会の模様】



【開会挨拶をする森会長】



【阿部専門委員会副委員長より要望】



【平副会長より要望】

2月27日 佐藤専務理事は公明党「新型コロナウイルス感染症対策本部」に出席し、幅広い業種への金融支援、旅館・ホテルや関連するサービス業等への対策、製造業・小売業等の取引環境に係る支援、技能実習生受入組合の適切な対応のための情報発信等を要望。



【新型コロナウイルス感染症対策本部】



【要望する佐藤専務理事】

2月28日 佐藤専務理事は、自由民主党本部において開催された「雇用問題調査会・中小企業・小規模事業者政策調査会合同 育休のあり方検討PT」（座長は木原誠二衆議院議員、事務局長は鈴木憲和衆議院議員）の3団体（本会のほか日本商工会議所、全国商工会連合会）ヒアリングに出席し、男性の育児休業取得義務化に中小企業が対応することは極めて困難である旨、意見陳述。

3月10日 埼玉県中央会 伊藤光男会長（全国中央会 理事、伊藤鉄工株式会社 代表取締役）は、自由民主党本部において開催された「雇用問題調査会・中小企業・小規模事業者政策調査会合同 育休のあり方検討PT」（座長：木原誠二衆議院議員、事務局長：鈴木憲和衆議院議員）事業者からのヒアリングに出席。男性の育児休業を進めるに当たっての課題や政府や自治体に対する要望事項（①保育園・学童保育・ベビーシッター等の充実、②育休施設の増加、拡充、③ベビーシッター等を利用できない若年低所得者層への助成金、補助金の充実などの国や自治体の施策、事業が必要）について意見陳述。

3月13日 全国中央会（森会長、佐藤専務理事、中澤常務理事ほか）は、日本労働組合総連合会（連合）の神津会長等との懇談会を開催し、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策および中小企業に及ぼす影響への対応について」、「中小企業の経営基盤の強化と組合(労働組合、協同組合)による地域支援・地域の活性化に向けて」等をテーマに意見交換。



【森会長、神津会長の共同談話発表】

3月21日 森会長は、官邸において開催された「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」にて意見陳述。

【緊急的な対応】

第1に中小企業に現金を渡すために、令和2年度予算の早期成立と併せて令和元年度補正予算で措置された各種支援策の補助率の拡大、助成金・補助金の前倒しの支払い、応募要件の緩和。

第2に資金繰り支援として、個人事業主を含めた事業者に特化した返済義務の生じない現金給付や直接消費を喚起する全国民への現金給付、セーフティネット保証4号5号・特別利子補給制度・危機関連保証の売上高減少基準の撤廃ないし緩和、売上・収益に拘わらず必ず支払いが発生する社会保険料や固定資産税等の一時的な減免及び法人税、消費税の納税猶予。

第3に、雇用調整助成金の支給期間の300日への拡大と助成割合4/5への拡大の全国一律の実施。

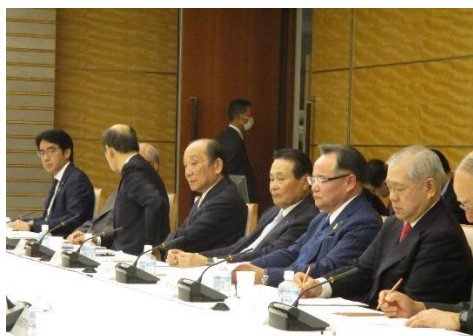
第4に、官公需適格組合への随意契約枠の創設と前倒し発注。

第5に、商店街組合に対する、集客の促進支援、の5項目を要望。

【中期的な視点】

①調達先分散化の投資など国内回帰に対する支援、②金銭債権担保など不動産を有しない中小企業の資金調達手段の拡充を要望。

会合には、安倍総理をはじめ、西村経済再生担当大臣、麻生副総理・財務大臣・金融担当大臣、梶山経済産業大臣、菅内閣官房長官、岸田自民党政調会長等が出席。



【ヒアリングに出席する森会長】



【ヒアリングの様子（首相官邸HPより）】

3月23日～25日 森会長と佐藤専務理事は、自民党国会議員と面会し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と早期収束に向けて、より一層、強力な対策を講じるとともに、危機に陥っている多くの中小企業・小規模事業者への資金繰りや事業環境の整備等の対策の迅速・確実な対応を要望。

後藤茂之衆議院議員、甘利明税制調査会長、岸田文雄政務調査会長、根本匠中小企業・小規模事業者政策調査会 会長、逢沢一郎衆議院議員、村井英樹衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、松村祥史参議院議員、福田達夫衆議院議員、松島みどり衆議院議員、木原誠二衆議院議員（以上、要望順）。

I. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上支援等の拡充

【要望事項】

1. 中小企業・小規模事業者の持続的な成長と生産性向上に向けた対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者の持続的な成長に向けた切れ目のない景気対策を強力に実行すること。

また、生産性の向上、経営力の強化、IoT導入やビッグデータの活用等の第4次産業革命への支援を加速化させ、持続的な成長の実現に向けた中小企業・小規模事業者対策予算の拡充を図ること。

(2) 消費税率引上げによる消費喚起のための対策を適時講じること。

(3) 消費税率引上げ後も中小企業・小規模事業者が適正な価格転嫁を円滑に進められるよう引き続き万全な対策を講じること。

(4) 支援策の周知・広報については、関係省庁が連携し、統一かつ効率的に行うこと。

(5) 補助金申請に係る認定支援機関の支援の充実を図ること。

また、補助金申請に係る事務手続きを簡素化すること。

2. 生産性向上に向けた人材育成の強化

(1) 中小企業・小規模事業者の生産性の向上に向けた人材育成を支援するための施策を拡充すること。

(2) 中小企業・小規模事業者における専門的なITスキルを習得できるような人材育成研修・教育の充実などに対する支援を強化すること。

また、生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）の継続・拡充等、IT化支援体制の強化を図ること。

(3) 中央会指導員の資質をさらに向上させるための人材育成予算を拡充すること。

3. 地方創生推進に向けた対策の強化

(1) 地方創生交付金の拡充及び恒久化を図るとともに国の負担割合を増やすこと。

(2) 国と地方自治体は有機的連携を図り、魅力的な地域を創出するためのきめ細かな対策を講じること。

(3) 地域資源活用の促進等に向けた事業計画遂行のための伴走型支援等の措置を強化すること。

4. 事業承継・後継者育成等への支援策の拡充と組合支援措置の強化

(1) 次世代への円滑な事業承継を行えるよう支援策を新規・拡充するとともに、第三者事業承継税制の創設や事業承継補助金の継続を図ること。

(2) 中小企業組合による面的な事業承継支援を行うため、中央会支援体制強化及び予算措置を講じること。

(3) 中小企業組合を活用した後継者育成・事業承継等の支援措置を創設すること。

5. 中小企業組合・中央会に対する支援の拡充

(1) 国及び都道府県は、中小企業連携組織を育成・支援するため、中央会に対する中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充・強化すること。

- (2) 創業支援の拡充を図ること。また、地域の創業・雇用創出につながる企業組合への支援策等の改善・強化を図ること。
- (3) 地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策を拡充すること。
- (4) 「小規模企業振興基本法」に基づき、中央会・中小企業組合の支援強化を図ること。
- (5) 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、中小企業組合制度の見直しや運用の弾力化を図ること。
- (6) 中小企業組合士に対する支援を強化するとともに、積極的に活用すること。

【経過】

1. 中小企業・小規模事業者の持続的な成長と生産性向上に向けた対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者の持続的な成長、景気対策及び予算拡充【一部実現】

昨年12月5日、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」が閣議決定された。

同対策では、自然災害からの復旧・復興を加速、防災・減災、国土強靱化の強力な推進とともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、日本経済の生産性・成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長の実現につなげていくことを目指すこととされている。その中における「中小企業・小規模事業者の生産性向上のための環境整備」では、①設備投資導入促進、IT・デジタル技術の実装支援、②中小企業・小規模事業者で働き人たちへの支援、③取引構造適正化の更なる推進、④経営者補償の解除など事業承継・事業再構築の加速化に重点が置かれている。

1月30日、同対策に基づき政府より提出された約4.47兆円の令和元年度補正予算が成立した。経済産業省で計上されている中小企業対策費は、4,067億円（対前年度比プラス1,433億円）となっている。具体的には、中小企業等グループ補助金（190億円）や「中小企業・小規模事業者の生産性向上のための環境整備」では、ものづくり補助金を含む中小企業生産性革命推進事業（3,600億円）、事業承継支援（64億円）、中小企業等の海外展開支援（68億円）、地方創生交付金（600億円）、キャッシュレス・ポイント還元事業（1,497億円）が措置された。

また、1月20日に政府より国会に提出された令和2年度当初予算については、消費税増収分を活用した社会保障の充実、総合経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化の両立を実現していくとされている。

中小企業・小規模事業者は「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という構造変化への直面しているため、①事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進、②生産性向上・デジタル化、③地域の稼ぐ力・インバウンドの拡大に重点的に取り組むこととし、中小企業対策費については、ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業（10億円）や経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設など事業承継に対する支援の充実等、1,111億円（前年度比マイナス6億円）が措置されている。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と早期収束に向けて、中小企業・小規模事業者支援策強化に向けた要望を安倍首相ほかに行っているが、現在、政府では、「新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策」（第1弾153億円（2月13日）・第2弾2兆円（3月10日）として、以下の支援策が講じられている。

①強力な資金繰り対策、②観光業への対応、③情報発信の充実、④サプライチェーン毀損への対応（中小企業生産性革命推進事業により、設備投資や販路開拓に取り組む事業者の申請要件の緩和等）、下請取引に関する納期の延長等の柔軟な対応、下請Gメン等を通じた取引実態等のきめ細やかな把握等、⑤雇用調整助成金の特例措置の拡大・特例措置の対象を全事業主に拡大、1月遡及適用・特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→4/5）等、⑥学校給食休止への対応・給食調理業者、食品納入業者等へのきめ細かい各種支援、⑦テレワーク等の推進。

さらに政府では4月中に緊急経済対策を示すこととしている。

（2）消費税率引上げによる消費喚起対策【一部実現】

消費税率引上げに伴う対策（臨時・特別の措置）として、中小企業・小規模事業者が行うポイント還元等に対する支援や商店街活性化支援策が2,753億円措置されている。需要平準化対策として、「キャッシュレス・消費者還元事業」が2,703億円措置されているとともに、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光等、新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組みを支援する「商店街活性化・観光消費創出事業」が30億円措置されている。

（3）消費税率引上げ後の価格転嫁対策及び軽減税率関連制度への相談体制強化等

【一部実現】

令和2年度当初予算として、「消費税転嫁状況監視・検査体制強化事業」が31億円確保されている。

また、新たに令和2年度全国中央会事業として、都道府県中央会における価格転嫁対策及び軽減税率関連制度等への専門家派遣や講習会の実施が可能となる「諸制度改正に伴う専門家派遣等事業」が措置された。

（4）関係省庁連携による支援施策の統一的、効率的な広報・周知【未実現】

厚生労働省・中小企業庁連名による「働き方改革支援ハンドブック」等、広報・周知の連携が図られるつつあるが、施策利用の促進を図るため関係省庁が連携し、統一的、効率的な広報・周知活動が実施されているとは言いがたい。

（5）補助金申請に係る認定支援機関支援の充実、補助金申請の簡素化【一部実現】

経済産業省では、官民双方の業務負担を軽減するため、事業者向け行政手続についてのデジタルサービスの開発を行っており、令和2年度当初予算においても、「経済産業省デジタルプラットフォーム構築支援事業」が30億円措置されている。本事業では、1つのID、パスワードで様々な行政手続の認証を可能とする「GビズID」や、ワンストップ・ワンズオンリーで他省庁、地方自治体も利用可能となす補助金システム「Jグランツ」等の開発が進められ、4月からは補助金申請の手続きに「Jグランツ」が導入（GビズIDの取得が必要）され、電子証明書を用いることなく、電子申請が可能となった。

なお、認定経営革新等支援機関による申請内容のブラッシュアップ支援の充実、開業間もない事業者のファーストエントリー申請への手厚い支援、中小企業・小規模事業者が対応可能な応募期間の設定等は講じられてはいない。

2. 生産性向上に向けた人材育成の強化

(1) 生産性向上に向けた人材育成の強化【一部実現】

令和2年度予算において、中小企業や製造現場等で働く人向けのIT理解・活用力習得のための職業訓練コースについては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の生産性向上人材育成支援センターで実施することとしている。

なお、生産性を増大させるため、有効な手法として期待されるAI、IoT、ロボット等第4次産業革命を推進するICT関連の職業訓練の受講や施策の受け皿機能など多くの役割を果たしている「中小企業組合」を活用し、業界や分野ごとの生産性向上を先導する実施機関として活動させていくための支援策の拡充は引き続き要望する必要がある。

(2) IT活用人材育成研修・教育の充実・強化及びセキュリティ対策支援措置

【一部実現】

AIに関する専門的知識を持った人材の育成、成功事例の展開によるAI人材との連携を進め、中小企業のAI導入を促進する「中小企業課題解決促進事業」が新たに令和2年度当初予算として6億円措置された。

また、中小企業のセキュリティ対策支援体制のモデル構築に向け、地域特性、産業特性等を踏まえながら、損害保険会社ITベンダー、地元の団体等が連携して、各地で実証を実施する「中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業」が新たに令和2年度当初予算として4億円が措置された。

加えて、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など、付加価値向上につながるITツールの導入を支援する「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」が、中小企業生産性革命推進事業の中で措置され、継続された。

なお、システム構築費用等の補助金の対象拡大は図られてはいない。

(3) 中央会指導員の人材育成予算の拡充【未実現】

1月に開催した梶山経済産業大臣と中小関係4団体との懇談会においても、伴走型の支援を推進していくため、中央会指導員の能力向上のための研修に係る予算措置を拡充を求めているが、全国中央会への都道府県中央会指導員を対象とした人材育成に係る予算措置や中小企業診断士養成課程派遣等に係る事業費の予算措置は講じられてはいない。

3. 地方創生推進に向けた対策の強化

(1) 地方創生交付金の拡充及び恒久化【一部実現】

昨年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、地方創生の推進強化が盛り込まれている。地域経済の活性化策の一層の充実（地方創生拠点整備交付金等）、地方で活躍する人材等の強化（特定地域づくり事業協同組合の円滑な設立に向けた支援等）に努めることとされている。

昨年12月20日には、内閣府・内閣官房において、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決

定された。東京一局集中の是正に向けた取組みの強化（地方への移住・定着の促進、裾野の拡大）多様な人材の活躍の推進、市域における Society 5. 0 の推進、地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり等を進めていくこととされている。令和元年度補正予算では、同総合戦略に位置付けられている地方公共団体の自主的・主体的で先導的な施設整備等を支援する「地方創生拠点整備交付金」が 600 億円措置されている。

また、令和 2 年度当初予算として、4,087.5 億円が措置されている（前年比プラス 17.7 億円）。地方公共団体が、地方創生に向けて複数年度に渡り取り組む先導的な事業、特に東京圏からの U I J ターンの促進及び地方の担い手不足対策を安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫の取組みを推進する「地方創生推進交付金」を 1,000 億円措置されている。

（２）政府、都道府県及び市町村との連携による魅力ある地域再生対策【一部実現】

昨年 12 月 4 日、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保及びその活躍を推進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が公布された。現在、制度の理解を深めるため、都道府県主催による地方公共団体向けの説明会が開催されている。

また、3 月 24 日に同法施行規則が公布されるとともに、3 月 31 日にはガイドライン及び Q & A が公表された。同法は 6 月 4 日に施行となる。

また、内閣府では、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、同法に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援等を行うこととして、新たに 5 億円が措置された。

（３）地域資源活用の促進及び事業計画遂行のための伴走型支援等措置の強化【未実現】

本会の月刊誌「中小企業と組合」において、地域資源活用事業認定事例を掲載するなど周知に努めているが、新たな措置は講じられてはいない。

4. 事業承継・後継者育成等への支援策の拡充と組合支援措置の強化

（１）事業承継支援策の拡充と第三者事業承継税制の創設及び事業承継補助金の継続

【一部実現】

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（中小企業成長促進法案）が令和 2 年 3 月 10 日に閣議決定され、通常国会へ提出された。

本法律では、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるとともに、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備や、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行うとされている。

予算については、事業承継・世代交代集中支援事業として令和元年度補正予算 64 億円が措置され、経営者保証解除に向けた専門家による支援、プッシュ型事業承継支援高度化事業、事業承継補助金、承継トライアル実証事業が行われる。また、令和2年度予算では、中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 73 億円、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 75 億円が措置される予定。

なお、第三者事業承継税制は創設されなかった。

(2) 中小企業組合に対する事業承継支援予算措置【未実現】

(3) 中小企業組合を活用した後継者育成の強化【未実現】

(2) (3) ともに新たな措置はなされなかった。

なお、全国中央会が実施する「中小企業連携組織対策推進事業費補助金」は令和2年度予算においても措置される。同事業では、組合青年部・女性部組織等の資質向上を目的とした組合青年部全国講習会やレディース中央会全国フォーラムを実施する予定。

5. 中小企業組合・中央会に対する支援の拡充

(1) 中央会に対する予算措置の拡充【未実現】

昨年11月29日、全国商店街振興組合連合会とともに全国知事会古尾谷光男事務総長と面談し、全国大会決議を踏まえた「中小企業連携組織対策事業予算の確保・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」を手渡し、都道府県中央会及び商店街振興組合に対する予算等の一層の拡充を強く申し入れた。

令和2年度においては、大阪府中央会以外は、おおよそ必要な連携対策予算が確保されたが、令和3年度以降の予算措置については、不透明な状況にある。

令和2年度中小企業連携組織対策推進事業費補助金については、前年度とほぼ同額の6.6億円が確保されたが、国及び都道府県による中央会の事業費及び人件費の拡充、再雇用者人件費の別枠措置等は講じられてはいない。

(2) 創業支援の拡充及び雇用創出につながる企業組合活用支援策改善・強化【未実現】

起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図ることにより、将来の創業者の育成を実施する「地域・企業共生方ビジネス導入・創業促進事業」が新たに5億円措置された。

また、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業において、後継者不在事業者と創業希望者とのマッチング支援の強化に努めることとされている。

しかしながら、企業組合に関する支援策の拡充は措置されていない。

(3) 地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策の拡充【未実現】

地方のインターンシップを推進する「地方創生インターンシップ推進事業」等が措置されたが、地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策の拡充措置はなされていない。

(4) 「小規模企業振興基本法」による中小企業組合等の支援強化【未実現】

昨年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、生産性向上など未来に向かってチャレンジし、様々なリスクを乗り越えようとする中

小企業・小規模事業者への重点的に支援するとして、小規模事業者に特化した販路開拓支援する「小規模事業対策推進等事業」が59億円措置された。

しかしながら、小規模企業振興法に基づく中小企業組合への支援強化は措置されてはいない。

(5) 中小企業組合制度の見直し・運用の弾力化【未実現】

現時点で、新たな環境変化に対応できるよう、組合制度の見直し・運用の弾力化は講じられてはいない。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症による影響が拡大しているため、組合の総会、総代会の開催について、中小企業庁経営支援課に内容確認・了承の上、都道府県中央会に対して、「新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた中小企業組合の総(代)会の対応について」の文書を送付している。

(6) 中小企業組合士の支援強化及び積極的な活用【一部実現】

全国中小企業組合士協会連合会では、中小企業組合士制度の普及、また会員の健全な発展とその所属員である組合士の資質の向上のための研修、情報の提供を行っており、全国中央会との連携のもと、各地域の組合士協会等への支援強化を行うため、ブロック会議を開催している。

また、組合士の積極的な活用として、令和元年度においては、全国中央会主催の全国中小企業組合士フォーラムや広島県中小企業団体中央会、岐阜県中小企業団体中央会にて開催した組合事務局向け研修会に同連合会より組合事務局で活躍している組合士を専門家として派遣し事例発表を行った。

しかしながら、中小企業組合士スキルアップ研修の実施地域の拡大やweb研修構築支援等は講じられてはいない。

II. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

【要望事項】

1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮

- (1) 本年4月より順次施行されている働き方改革関連法の内容について中小企業への懇切丁寧な周知と働き方改革推進支援センター等の相談体制の拡充を図ること。
- (2) 自動車運転の業務、建設業等については、改正法施行5年後に時間外労働の上限規制が適用されることとなることから、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引条件の実態等を踏まえた中小企業団体等に対する支援を行うこと。
- (3) 令和5年に施行される月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）への中小企業に対する支援策を拡充すること。
- (4) 発注側の働き方改革推進により、中小企業側が長時間労働になる等のしわ寄せが生じないように、国は啓発・指導・監視を徹底すること。

2. 中小企業の人材確保・定着対策

- (1) 建設業、運輸業、小売業、サービス業等人手不足業界に対する積極的な就労支援策を強化すること。
- (2) 若年者の人材確保・定着支援及び中高齢者、就職氷河期世代の求職者が中小企業に就職する場合の事業主に対する支援を拡充すること。
- (3) 女性・高齢者等の就業支援策を拡充・強化すること。
- (4) インターンシップに取り組む中小企業への支援策の強化すること。
- (5) 地方の中小企業の人材確保を推進するため、UIJターン等の促進・支援策を拡充すること。
- (6) 中小企業が組合等を活用して共同で設置する保育施設に対する助成・支援を大幅に拡充すること。

3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定

- (1) 標準生計費など地域間の差異が生じている現状下、最低賃金の全国一律化は時期尚早であり、反対である。中小企業の支払い能力を超えた最低賃金額の大幅な上昇をさせないこと。
- (2) 最低賃金の目安額は、その決定に当たって、法の原則及び目安制度を基にし、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況を検証した上で設定すること。
- (3) 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対し、生産性向上に向けた支援策を拡充すること。
- (4) 特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充

- (1) 外国人技能実習機構は、監理団体の許可、技能実習実施計画の認定が円滑に行われるよう体制整備を図るとともに、より一層、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。

- (2) 技能実習2号移行対象職種の拡充に当たっては、業界のニーズ等を把握し、検定試験制度の創設等の支援を講じること。

5. 外国人材の受入れ体制の整備

- (1) 新たな在留資格である「特定技能」による外国人材の受入れに当たっては、受け入れられる中小企業において外国人材が活躍できる環境整備を行うこと。
- (2) 受入れ対象分野における円滑な試験を実施すること。

6. 雇用保険制度の見直し

- (1) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、各種助成金の見直しを図るなどして、事業費管理の徹底と見直しを行うこと。
- (2) 雇用保険料率については、令和2年度の見直しに向け、雇用保険積立金の状況を見て更なる引下げを検討するとともに、国庫負担については、本則に規定する4分の1へ復帰させること。

7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充

障害者を積極的に雇用する中小企業、今後新たに障害者雇用を計画している中小企業に対して、助成制度や金融・税制面での優遇措置等を拡充すること。

8. 国による職業訓練機能の拡充・強化

- (1) 人手不足の対策として、中小企業で働く従業員一人一人の能力向上が重要であることから、国等による職業訓練機能の拡充・強化を推進すること。
- (2) 地域産業を支えるものづくり中小企業の技能者の養成、中小企業の技術・技能の支援を行うため技能検定制度の見直し、拡充を推進すること。

9. 社会保険制度等の整備

- (1) 社会保険制度の整備に当たっては、中小企業の経営実態等に配慮し、事業主に対する社会保険料負担がこれ以上過度にならないようにすること。
- (2) 短時間労働者や個人事業主への社会保険の適用拡大は、パート労働者を多く雇用している中小企業の雇用コストに大きな負担を強いることから、適用範囲の見直しには慎重を期すこと。
- (3) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率の安易な引上げは行わないこと。また、協会けんぽへの国庫補助率を20%に引き上げるとともに、公費負担の在り方及び高齢者医療制度の抜本的な見直しを行うこと。

【経過】

1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮【一部実現】

- (1) 働き方改革関連法についての中小企業への懇切丁寧な周知と相談体制の拡充

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、よろず支援拠点等、関係機関と連携を図りつつ、事業主からの求めに応じて専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに専門家自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援を実施する。

中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場

合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行うとしている。

(2) 自動車運転の業務、建設業等における時間外労働の上限規制が適用される中小企業団体等への支援

自動車運送事業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに、労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送事業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知等を行うとしている。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行うこととしている。

情報サービス業（IT業界）については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進していく。

(3) 令和5年に施行される月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）への中小企業に対する支援策の拡充

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）対応を求められる中小企業への直接的な支援策ではないが、令和2年度予算において、時間外労働削減、勤務間インターバル導入、年次有給休暇取得促進等に取り組む中小企業等及び事業主団体への助成金の拡充が行われる。

(4) 発注側の働き方改革推進による受注側の中小企業へのしわ寄せ防止の徹底

令和元年6月26日、働き方改革と取引適正化を車の両輪として捉え、「就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境」と「公正な取引環境」の実現が、大企業・親事業者と下請等中小事業者の双方において「成長と分配の好循環」を実現する上での共通の課題の一つであるとの認識に立ち、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図りつつ講じる所要の措置を「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」として取りまとめた。

11月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」及び公正取引委員会・中小企業庁が実施する「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携を図りながら、経営トップセミナーの開催など、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」の防止に向けた集中的・効果的な取組を実施した。

また、公正取引委員会・中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）違反の疑いのある「しわ寄せ」事案など指導等を行った事案及び不当な行為の事例集（いわゆる「べからず集」）等を用いて、大

企業等を対象とした各種説明会等の機会を活用し、分かりやすい啓発を積極的に行っている。厚生労働省も、周知においてこの事例集等を活用している。

2. 中小企業の人材確保・定着対策【一部実現】

(1) 建設業、運輸業、小売業、サービス業等人手不足業界に対する積極的に就労支援策の強化

厚生労働省では、令和2年度予算において、建設業、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し(94か所→101か所)、関係団体等と連携した人材確保支援の充実等を図る。また、中途採用の拡大に取り組む事業主に対する助成により、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進を図ることとしている。

(2) 中小企業における若年者の人材確保・定着支援及び就職氷河期世代等が中小企業に就職する際の支援の拡充

就職氷河期世代を支援するため、ハローワークに専門窓口の設置を進め、就職から職場定着まで一貫した支援を実施するほか、トライアル雇用を行う事業主への助成金の拡充することとしている。

さらに、就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。

(3) 女性・高齢者等の就業支援策の拡充・強化

女性の雇用に当たっては、ハローワークにおけるマザーズコーナーの拠点数拡充等による子育て女性等の再就職支援の充実、高齢者雇用については、65歳を超える継続雇用や65歳以上の定年引上げ等に対する助成措置のほか、高齢者に係る成果を重視した賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対する助成により、継続雇用延長等に向けた環境整備を図る。

(4) インターンシップに取り組む中小企業への支援策の強化

インターンシップに取り組む中小企業に対する支援策は、中小企業庁や文部科学省が従来から実施している施策があるものの、それらの強化や新たな施策の実施等に向けた動きは見られていない。

(5) UIJターン等による地方中小企業の人材確保

大都市圏への人口の一極集中を是正し、地域に人材を呼び込み、地方の中小企業の人材確保を推進するため、令和2年度予算において、UIJターン等の促進する中途採用等支援助成金(UIJターンコース)が計上されている。

(6) 共同保育施設への助成・支援

中小企業が組合等を活用し共同で保育施設を設置する場合、内閣府の企業主導型保育事業が助成対象となり、一部団地組合等(11組合12施設)において助成を受けているが、令和元年度の実施施設の新規募集は行われていない。

3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定【未実現】

(1) 最低賃金の全国一律化反対

令和元年5月30日に開催された自由民主党「最低賃金一元化推進議員連盟」において全国中央会高橋専務理事（当時）が意見陳述を行った以降大きな動きはない。

業種別や地域に囚われることなく高い水準で最低賃金を一律化する「全国一律最低賃金制度」については、現行の最低賃金制度を維持すべきと反対の立場をとり主張していく。

(2) 最低賃金の設定と最低賃金引上げの検証

令和元年度の最低賃金全国加重平均では901円と昨年度に続いて過去最高となった。

本来、最低賃金の決定に当たっては、法の原則である3要素に基づき、また、名目GDP成長率、中小企業・小規模事業者の生産性の向上に向けた支援の状況、取引条件の改善等に関する状況を踏まえながら、各種統計データをもとに、議論されるべきであり、過度な最低賃金の引上げを行うべきではないことを令和2年度の中央最低賃金審議会において引き続き主張していく。

また、最低賃金引上げの検証について、現時点で特段の措置は講じられていない。

(3) 最低賃金引上げに対する支援策の拡充

最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援策として、令和元年度補正予算において、業務改善助成金の拡充が行われた。

これまでは、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業場に限定していたが、25円以上、60円以上、90円以上のコースを新設し、支給額の上限を100万円から450万円へと拡充した。

そのほか、時間外労働等改善助成金、キャリアアップ助成金等の助成額の増大等が行われる予定である。

(4) 特定最低賃金の早期廃止

現時点で特段の措置は講じられていない。

4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充【一部実現】

(1) 外国人技能実習機構による諸手続の円滑化

監理団体の許可、実習実施計画の認定、実習実施者の届出手続き等を外国人技能実習機構が行っている。

同機構は、監理団体を通じての外国人技能実習生の受入れが迅速に行われるよう、監理団体等からの相談体制の整備、提出書類の簡素化及び標準処理期間の遵守を図り、これら手続き等をより一層、迅速かつ適正に進めていく必要である。

令和2年度当初予算では、外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化に64億円計上されている。

なお、平成29年11月の技能実習法施行から本年で3年を経過するため、監理団体の許可更新申請の手続きが始まる。監理団体及び実習実施者の技能実習が継続できるよう注視していく必要がある。

(2) 技能実習 2 号移行対象職種の拡充

技能実習 2 号移行対象職種は、2 職種 2 作業追加され、令和 2 年 2 月 25 日現在 82 職種 146 作業となった。

移行対象職種の追加については、業界内の合意が取れた対象職種・作業を引き続き拡充していく必要がある。

5. 外国人材の受入れ体制の整備【一部実現】

(1) 新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受け入れための環境整備

平成 31 年 4 月の改正入管法施行により、新たな在留資格「特定技能」に基づく外国人労働者の受入れが始まった。特定技能制度全体の運用状況は別表のとおり。

地域中小企業の人手不足を補うため、質の高い外国人材を労働力として活用していく必要があるが、本制度の概要や特定技能外国人の受入れ手続き等の丁寧な周知を行うためにも、登録支援機関や受入機関といった受入体制の整備を行う必要がある。

令和元年 12 月 20 日に開催された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、令和元年 6 月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂した。

なお、本制度を一元的に監理・監督する、各省庁をまたぐ監理機関の設置の検討については未実現である。

特定技能外国人の申請状況等について（令和 2 年 1 月末現在：速報値）

登録支援機関登録	登録	3, 724 件 ※うち事業協同組合は 999 機関
在留資格認定証明書交付	交付	1, 751 件
在留資格変更許可	許可	1, 357 件
特定措置としての「特定活動」	許可	865 件（未交付含む）

(2) 受入れ対象分野における円滑な試験の実施

在留資格「特定技能」受入れに当たっては、日本語試験や特定産業分野の各分野毎に対応する試験が整備されるが、令和元年 12 月 20 日に改訂された「総合的対応策」において特定技能試験の円滑な実施（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）が盛り込まれた。

法務省ホームページにおいて、特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を提供するとともに、リンク集の多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させている。

6. 雇用保険制度の見直し【一部実現】

(1) 雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し

事業主負担による雇用保険二事業は、特に雇用調整助成金をはじめとする助成金が中小企業の雇用の安定を図る上で、重要なセーフティネットとなっている。また、働

き方改革の推進に当たっては、雇用保険二事業の保険料が財源であるキャリアアップ助成金やトライアル雇用助成金等により、非正規雇用労働者の処遇改善に活用されている。

一方、財政状況は改善の方向にあるものの未だ厳しい状況に変わりはなく、雇用保険二事業の実施に当たっては、これまでのPDCAサイクルによる目標管理の徹底強化や事業費全体の見直し及び絞り込みを引き続き図っていくことが肝要である。

なお、国会に提出中の雇用保険法等の一部を改正する法律案において、雇用保険二事業に係る保険料率を財政状況に応じ、1,000分の0.5引き下げる弾力条項について、更に1,000分の0.5引き下げられる改正が令和3年4月からなされる。

(2) 雇用保険料率の引下げ

失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率については、平成29年度から令和元年度までの3年間時限的に引き下げられている。

経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえ、引き続き雇用保険財政の安定的な運営が維持されると見込まれる2年間に限り、当該暫定措置を継続することもやむを得ないとした内容の雇用保険法の一部を改正する法律案が、令和2年2月4日、国会に提出され、3月31日に成立した。

なお、雇用における国の責任を明確にし、安定財源を確保する観点からも、次に法律が改正される令和4年度以降、現在2.5%である失業等給付に係る国庫負担率を、本則どおりの原則4分の1に復帰させる必要がある。

7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充【未実現】

障害者を雇用する、あるいは今後新たに障害者雇用を計画している中小企業に対する金融・税制面の優遇措置の拡充、官公庁入札における評価制度の支援策及び仕組みづくりの拡充は、現段階では行われていない。

一方、短時間労働者のうち、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づき特例給付金を支給する新たな仕組みや障害者雇用促進の取組みの実施状況が優良なものである常用労働者300人以下の中小事業主の認定制度などが令和2年4月より創設されることとなっている。

8. 国による職業訓練機能の拡充・強化【一部実現】

(1) 国による職業訓練機能の拡充・強化

令和2年度の厚生労働省予算において、働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上を目指し、生産性向上に資する人材育成の強化を図るため、第4次産業革命に対応したIoT技術等に対応した職業訓練の実施、生産性向上に資する企業内訓練等を推進する予算が計上された。

(2) 技能検定制度の拡充

技能検定制度は、労働者の技能の向上、雇用の安定、社会的地位の向上に重要な役割を果たしている。

令和2年度予算において、職業能力の「見える化」を促進する観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図ることとされた。

9. 社会保険制度等の整備【未実現】

(1) 社会保険制度の整備に当たっての中小企業への配慮

平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では人づくり革命として、社会保障を全世代型の社会保障へ転換する必要性が示された。その中で、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善のための施策が挙げられている。

これらの施策を実施するための財源は消費税増税による財源だけではなく、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金の増額部分も財源として充てられることとされた。

令和2年度の事業主が負担する子ども・子育て拠出金は0.36%と前年度比0.02%引き上げられる。

また、経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針）において、「社会保障の給付と負担の在り方の検討に当たっては、社会保障分野における「基本的な考え方」を踏まえつつ、骨太方針2018及び改革工程表の内容に沿って、総合的な検討を進め、骨太方針2020において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめる」としており、今後の動きに注視していく必要がある。

(2) 短時間労働者や個人事業主への社会保険の適用範囲の見直しへの慎重な検討

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案が令和2年3月3日、国会に提出された。短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について段階的に引き下げ、現行500人超を令和4年10月から100人超、令和6年10月から50人超とするものである。

短時間労働者や非適用業種の個人事業主（常時5人以上の者を使用する事業所）への厚生年金・健康保険の適用基準の更なる拡大は、パート労働者を多く雇用している中小企業の雇用コストに大きな負担を強いることから、今後の動きに注視していく必要がある。

(3) 健康保険料の安易な引上げ反対と協会けんぽ国庫補助率の20%への引上げ及び高齢者医療制度の抜本的な見直し

令和2年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の平均保険料率は、中長期的な加入者の負担増を回避し、安定的な保険財政運営とするため、引き続き10%に据え置かれることとなった。

また、国庫補助率は、健康保険法本則において13.0～20.0%の範囲とされているが、当面の間16.4%のままとなっている。

被用者保険の最後の受け皿機能を今後も維持可能なものとするために、財政基盤の安定化による協会けんぽの保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及びその従業員の負担増につながらないように、全国平均保険料率10%未満への引き下げるとともに、国庫補助率を健康保険法本則で定められた上限である20%へ引き上げるよう要望していく。

Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

【要望事項】

1. 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、豪雨災害等に対する復旧・復興の更なる推進・加速化

- (1) 復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政及び税制措置を講じるとともに、被災地の復興段階に応じた復興支援ニーズに柔軟かつ迅速に対応し、復興後の経済発展を見据え必要な予算を継続して措置すること。
- (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を継続するとともに中小企業・小規模事業者の事情に配慮した迅速かつ弾力的な運用拡充・強化を図ること。
- (3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方策を継続すること。
- (4) 復旧・復興工事に係る建設資材価格や人件費等の設定単価変更については、実勢価格に応じ、機動的に見直すこと。
- (5) 復旧・復興工事については、地域中小企業・小規模事業者への優先的な発注に努めるとともに、復旧・復興工事を効率的に進められるよう、中小企業組合等の組織化を奨励し、組合への一括発注について配慮すること。
- (6) 販路開拓支援などの風評被害対策は、被災事業者のニーズに応じて継続的に支援し、風化防止に努めること。
- (7) 次代を担う成長産業となる国際リニアコライダーの早期の誘致を図ること。

2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- (1) 原発事故の完全収束に向けた確実な廃炉作業を実施すること。
- (2) 中間貯蔵施設の整備及び除染廃棄物搬入対策の加速化、原発事故による汚染水処理の早急な対応、除染対策の徹底を図ること。
- (3) 国は、放射能に関する正しい知識の普及や安全性などの情報発信にとどまらず、県産品の販路拡大を促進する取組みに対する支援策を強化すること。
- (4) 被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向け、安心して経済活動を行えるよう最大限の支援策を講じること。
- (5) 営業損害の一括賠償後の損害賠償の迅速かつ適切な実施に向けたきめ細かな対策を実施するとともに、原発事故損害賠償制度のさらなる周知を行うこと。

3. 地域の防災・減災対策の強化推進

- (1) 中小企業・小規模事業者や中小企業組合及び組合間が取り組むBCPの策定・運用に対する支援措置をより一層推進すること。
- (2) 中小企業強靱化法に基づく連携型事業継続力強化計画の認定後の支援策を強化すること。

【経過】

1. 東日本大震災・豪雨災害等からの復旧・復興の更なる推進・加速化

(1) 十分かつ柔軟な財政・税制措置【実現】

東日本大震災復興特別会計においては、令和2年度予算1兆4,024億円が計上された。「復興・創生期間」の最終年度である令和2年度において必要な復興施策を確実に実施するための予算措置を行い、復興の加速化を進めていく中で、復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応していくとしている。

予算の概要は以下のとおり。

① 被災者支援（493億円）

避難生活の長期化や恒久住宅等への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいつくり等「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施する。

② 住宅再建・復興まちづくり（5,472億円）

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、一日も早い完了を目指す。

③ 産業・生業（なりわい）の再生（516億円）

被災事業者の施設復旧への支援や観光業、水産加工業等へのソフト支援に引き続き注力する。福島イノベーション・コースト構想の推進、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開等への取組みを引き続き実施する。

④ 原子力災害からの復興・再生（7,481億円）

特定復興再生拠点や避難指示解除区域等における帰還環境の整備や、汚染廃棄物等の適正な処理を着実に推進する。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションを強化する。

平成30年7月豪雨関連では、令和元年度補正予算において、中小企業グループ補助金（6.4億円）等が予算化された。北海道胆振東部地震関連では、北海道の令和2年度予算において、災害復旧費97億円が計上された。

また、令和元年度台風19号等関連では、令和元年11月に経済産業省の予備費において、中小企業等グループ補助金（144億円）、被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）（279.1億円）、地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）（52.9億円）、中小企業組合共同施設等災害復旧費補助金（2.0億円）、商店街災害復旧等事業（15.7億円）、中小企業寄り添い型支援事業（2.0億円）、石油製品販売業早期復旧支援事業（3.0億円）、地域の魅力発信による消費拡大事業（4.9億円）等、約504億円が予算化された。同様に、11月に国土交通省の予備費において、公共土木施設等の災害応急復旧等事業（63億円）、観光需要喚起に向けた対策（29億円）が予算化された。

さらに、令和2年1月には令和元年度補正予算が成立し、経済産業省関連においては、台風19号等の一連の災害について、予備費に引き続き、被災中小企業の生業再建支援等（383億円）が予算化され、国土交通省関連においては、災害からの復旧・復興と安全・安心（10,187億円）が予算化された。

(2) 中小企業等グループ補助金の継続【実現】

これまでに発生した災害と併せて、新たに発生した災害に対する支援措置として継続して措置される。

東日本大震災関連では、令和元年12月までに、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県で、730グループに5,224億円(うち国費3,483億円)の交付が決定されている。

熊本地震関連では、令和元年度補正予算において4.5億円が予算化され、令和元年10月までに、熊本県(計31回)において503グループに対し1,394億円(うち国費929億円)、大分県(計15回)において16グループに対し31億円(うち国費21億円)、両県合わせて、519グループに対し1,426億円(うち国費950億円)の交付が決定されている。

平成30年7月豪雨関連では、令和元年度補正予算において6.4億円が予算化され、令和2年1月までに、岡山県、広島県、愛媛県において交付が決定されている。

このたび、令和元年台風19号関連では、令和元年度予備費において144億円が予算化され、令和2年1月に成立した令和元年度補正予算では190億円が予算化されており、令和2年2月までに、宮城県、福島県、栃木県、長野県において43グループに対し、29億6,682万円(うち国費19億7,787万円)の交付が決定されている。

(3) 資金調達の円滑化に向けた方策の継続【実現】

東日本大震災関連では、被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とする「東日本大震災復興緊急保証」について、適用期限を令和3年3月31日まで延長する政令が令和2年3月19日に閣議決定された。また、資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援するために日本政策金融公庫が行う「東日本大震災復興特別貸付」等についても、引き続き、令和3年3月31日まで実施される予定である。

また、令和元年度補正予算において、令和元年台風第19号・20号・21号により直接・間接・風評被害を受けた中小企業・小規模事業者の復旧を支援するために日本政策金融公庫が行う「令和元年台風第19号等特別貸付」が創設された。

セーフティネット保証4号の指定による資金繰り等の支援については、令和2年3月時点で、平成28年熊本地震、令和元年台風第15号による災害、平成30年7月豪雨による災害、令和元年台風第19号に伴う災害、令和2年新型コロナウイルス感染症、令和元年8月の前線に伴う大雨による災害について措置されている。

(4) 復旧・復興工事における設定単価変更の見直し【一部実現】

令和2年2月7日、国土交通省より、被災地における施工確保対策の一環として、大規模災害(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨)における復興係数・復興歩掛について、令和2年度も現行の復興係数・復興歩掛を継続することが発表された。

(5) 復旧・復興工事における中小企業組合への配慮【未実現】

復旧・復興工事の加速化が進められているが、発注に当たっての特段の支援措置は講じられていない。

(6) 被災事業者のニーズに応じた風評被害対策の強化【実現】

令和元年台風19号関連では、令和元年11月に経済産業省の予備費において、「地

域の魅力発信による消費拡大事業（4.9 億円）」が予算化された。本災害においては被害範囲が広範にわたっており、復旧段階の地域もあれば、復興段階の地域もあることから、同事業において、地域の被害情報の把握、観光客に関する嗜好・トレンド等のデータ・情報分析を通じ、風評被害や自粛ムードの払拭に向けた適切な方策を実施するとともに、需要喚起・プロモーション支援や地域産品・サービスの磨き上げ等を、地域の状況に応じて実施し、地域の魅力の集中的な発信と地域の消費拡大を目指すとしている。また、国土交通省の予備費において、観光需要喚起に向けた対策として 29 億円が予算化され、令和元年台風第 15 号及び第 19 号観光支援事業費補助金が創設された。本補助金では、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県各都県において被災 地域における一泊以上の旅行・宿泊商品を対象に、一人泊あたり最大 5,000 円の旅行・宿泊料金の割引支援（令和元年ふっこう割）、代替的交通手段の活用による旅行促進の各事業が実施されている。

(7) 国際リニアコライダー（I L C）の誘致の早期実現【未実現】

令和 2 年 1 月に日本学術会議が公表した 2020 年以降の大型研究計画の在り方に関する指針「マスタープラン」によると、国際リニアコライダー（I L C）は学術的意義を有する「大型研究計画」に位置づけられたが、より優先度の高い「重点大型研究計画」には盛り込まれなかったとしている。

2. 福島の復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

(1) 原発事故の完全収束に向けた確実な廃炉作業の実施【一部実現】

福島第一原子力発電所の廃炉作業では「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、汚染水対策、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出し、廃棄物対策などが進められている。令和元年 12 月には廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において本ロードマップが改訂された。

令和 2 年 2 月に行われた廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議の資料では、使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、4 号機は完了、3 号機の取り出し開始が平成 31 年 4 月 15 日より開始され、令和 2 年度（2020 年度）内の燃料取り出し完了を目指し、作業を進めており、1～2 号機の取り出し開始が令和 5 年度（2023 年度）を目処とされている。燃料デブリ取り出しについては、2 号機から開始することや、令和 13 年度（2031 年度）末までに 1～6 号機全てで使用済燃料プールからの取り出しの完了を目指すことなどが改訂ロードマップに盛り込まれた。汚染水対策については、①汚染水を取り除く、②汚染水を近づけない、③汚染水を漏らさないの 3 つの基本方針に基づき進められている。

(2) 中間貯蔵施設の整備及び除染廃棄物搬入対策の加速化、汚染水処理の対応、除染対策の徹底【一部実現】

福島県内では、平成 30 年 3 月、帰還困難区域を除き、全ての市町村で面的除染が完了した。除去土壌等については、分別処理を行い、令和元年度（2019 年度）2 月末時点で、約 324 万 m³（輸送量ベース）の土壌を土壌貯蔵施設に貯蔵した。令和 2 年 3 月

の仮設焼却施設及び仮設灰処理施設の稼働に伴い、灰処理ばいじんの廃棄物貯蔵施設への貯蔵を開始する予定である。計画では、令和3年度（2021年度）までに、仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の中間貯蔵施設への搬入完了を目指すとしている。また、輸送量の段階的な拡大に向けて、高速道路や周辺道路の整備を行うとともに、輸送に当たっての安全対策を徹底するとされている。

中間貯蔵施設については、30年以内の県外最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管するために整備されており、平成29年6月より除去土壌等の分別処理が開始され、同年10月には土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵が開始された。引き続き、減容化施設や廃棄物貯蔵施設等の整備が進められている。

（3）適切な情報提供による風評払拭・風化防止対策の継続【一部実現】

福島県の風評対策については、これまでの取組みが一定の成果を上げている一方、いまだ24の国や地域で輸入規制が継続されているなど、原発事故の影響は依然として根強く残っている。福島県では、令和2年度福島県総合計画「11の重点プロジェクト」において、風評・風化対策プロジェクトとして136億円（61事業）が予算計上されている。以下のプロジェクトに基づき、原発事故の影響が残る福島への不安を減少させるとともに、福島県の復興の取組みや現状、魅力に関する理解と共感が国内外に広がるような取組みを進めて行くとしている。

- ① 農林水産物をはじめとした県産品の販路回復・開拓
- ② 観光誘客の促進・教育旅行の回復
- ③ 国内外への正確な情報発信
- ④ ふくしまをつなぐ、きずなづくり
- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした情報発信・交流促進

（4）被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向けた最大限の支援策【実現】

福島県では、令和2年度福島県総合計画「11の重点プロジェクト」において、新産業創造プロジェクト288億円（33事業）、中小企業等復興プロジェクト875億円（41事業）、農林水産業再生プロジェクト700億円（77事業）などが進められる。新産業創造プロジェクトでは、「ハイテクプラザ南相馬技術支援センター」を新設し、ロボット産業を始めとした相双地域等の産業振興に向け、県内企業への技術支援や研究開発体制を強化を行うなど、人材育成や研究開発から事業化までの継続的な支援などにより、関連産業の育成・集積に取り組み、経済・産業の力強い再生を進める。中小企業等復興プロジェクトでは、喫緊の課題となっている事業承継に対する取組みとして、新たに後継者を対象とした知識・ノウハウを習得するための研修会等を実施するほか、事業承継等の取組みに対する支援や専門家の派遣、必要な資金の融資など、関係団体等と共に力を合わせ、オールふくしまの体制で積極的に推進する。農林水産業再生プロジェクトでは、新規就農者が4年連続で200名を超え、再生への歩みを着実に進める中、引き続きオリジナル品種の開発やICTを活用した省力化等による生産性向上を図ることはもとより、企業等の参入支援を含めた担い手確保・育成、さらには認証GAPや水産エコラベルの取得を通じた消費者の信頼回復と産地競争力の強化を推進する。また、平成31年4月に福島大学食農学類が開設されたことから、地域課題を解決する講

座運営の支援や、人材育成に係る相互協力に取り組み、農林水産業の再生と成長産業化に向けた共働きを進めて行くとしている。

(5) 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施【一部実現】

平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行われている。また、除染特措法 11 に基づく除染・中間貯蔵施設事業の費用は、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償することとなる。東京電力において必要となる資金繰りは、引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法)に基づき、支援機構への交付国債の交付・償還により支援される。

以上に基づき行われている東京電力からの損害賠償の支払い額は、令和 2 年 2 月時点で、総額 9.3 兆円となっている。

3. 地域の防災・減災対策の強化と推進

(1) BCP 策定・運用に対する支援措置の推進【未実現】

日本各地で発生している地震、台風や前線に伴う暴風雨等による自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威が発生することによって、サプライチェーンの寸断や取引先の事業縮小・停止などにより、中小企業・小規模事業者や中小企業組合は事業の継続が困難に陥ってしまうことから、BCP 策定の必要性は高まっている。

しかしながら、中小企業・小規模事業者や中小企業組合が活用できる BCP 策定策定推進に向けた予算や税制措置は講じられていない。

(2) 連携型事業継続力強化計画認定後の支援策の強化【一部実現】

自然災害等が多発する中で、防災・減災に向けた中小企業・小規模事業者の取り組みは、地域の経済・雇用確保につながる重要な対策であるが、中小企業・小規模事業者が単独で対策を講じることは、人手不足やノウハウの不足により大きな負担となっている。

一方で、中小企業・小規模事業者から構成される中小企業組合等の連携組織においては、これらの負担を軽減させ、より効果的な防災・減災の取り組みが期待されており、「連携事業継続力強化計画」は中小企業組合の存在意義を再認識することができる、非常に有効な認定制度である。

そのような中、令和 2 年度当初予算臨時・特別の措置において、防災・減災、国土強化対策として独立行政法人基盤整備機構運営費交付金（340.0 億円）が予算措置された。

また、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、一般社団法人中小企業診断協会、株式会社日本政策金融公庫は、令和 2 年 1 月 17 日に「全国中小企業強靱化支援協議会」を設立した。

当協議会では、中小企業・小規模事業者や中小企業組合に働きかけるとともに普及啓発を目的とするシンポジウムを東京、大阪等で開催するほか、全国各地で事業継続力強化計画の策定促進に向けたワークショップの開催やアドバイス等を実施し、中小

企業組合等を通じた水平的な連携やサプライチェーンにおける垂直的な連携等の複数の事業者による連携事業継続力強化に係る事例調査等により、複数の事業者の強靱化についても積極的に支援するとしている。

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策の維持・拡充を図るとともに、サポート体制の強化及び経済情勢に合わせた柔軟な金融支援を講じること。特に、被災地域への総合的な支援に加えて、エネルギー価格・原材料価格の高止まりや人手不足等に伴う人件費高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上や新規事業展開のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 信用保証協会の基金補助金を十分確保し、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を最大限活用すること。対象業種の拡充、貸付枠の拡大、すべての返済履歴を考慮した保証料率の引き下げ等の優遇措置を講じること。
- (3) 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、認定支援機関・金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮することで中小企業が長期的に存続するためのニーズへの対応強化を講じること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを一層強化し、中小企業の円滑な再生への取り組みを継続すること。
- (4) 商工中金は常に中小企業金融を支える重要な役割を果たしてきており、中小企業者にとって必要不可欠な存在である。中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」に沿った取り組みを推進し、円滑な資金供給に加え、経営上の課題に直面している中小企業・小規模事業者や中小企業組合に対して、単なる融資に止まらない親身かつ前向きな支援が安定的に行われるような組織・機能を維持し、必要な措置を講じること。
- (5) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての役割が引き続き的確に発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (6) 協同組織金融機関である信用組合の地域金融機能を堅持すること。特にゆうちょ銀行の業務拡大が、小規模事業者等への円滑な資金供給等に支障を生じさせないよう、慎重に対応すること。
- (7) 高度化融資制度の活用拡大を図ること。既存融資については、条件変更等に柔軟に対応するほか、利用手続きの簡略化などの利便性向上を行うこと。新規融資については、借換えや防災資金等に対する新たな制度や、都道府県の財政負担のない中小企業基盤整備機構自らが融資する制度等を創設すること。集団化実施要件をすべての市町において5人以上と緩和すること。沿岸地域に立地する中小企業者がBCP対策として内陸部に移転する際に活用されること。
個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。

- (8) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除を廃止し、共済加入者の負担を軽減すること。また、共済加入後6カ月未満の貸付制限を見直し、突発的な取引先の倒産にも万全なサポートを行う制度とすること。
- (9) 中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑に支援するため、十分な金融支援策を講じること。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、引き続き各金融機関・信用保証協会に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守を促すこと。
- (2) 信用保証協会について、中小企業支援機関との連携を強化するとともに、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの拡充等を図ること。
- (3) 地域金融機関が中小企業・小規模事業者の事業価値を見極める「目利き能力」を高めることで事業性を評価する融資を推進し、地域密着型金融への取組みを積極的に展開すること。
- (4) 特許・商標等知財の活用を切り口とした知財融資の普及を進めるとともに、政府系金融機関による低金利・無担保貸付等の融資制度を創設すること。

【経過】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

(1) 各種金融支援策の継続・拡充【実現】

令和2年度経済産業省関係予算として、1,111億円の中小企業対策費が計上された。福島復興・再生、デジタル経済の進展への対応、新たな成長モデルの創出を支える基盤の整備、日本経済の土台となるエネルギー安全保障の強化等が盛り込まれた。

(2) セーフティネット保証の要件の維持・拡充【実現】

新型コロナ対策関連として、セーフティネット保証4号（影響を受けている中小企業者）、及び5号（宿泊業や飲食業等の40業種を追加指定）の指定し、対象業種・貸付枠の拡大を措置した。

令和2年4月より事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度が創設された。

(3) 中小企業の長期的存続への認定支援機関・金融機関の対応強化【一部実現】

金融機関は伴走支援やローカルベンチマークを活用した支援等により、課題解決に向けた取組みは進展している。

また、再生支援を必要とする中小企業に対しては迅速な対応が可能となるような体制が構築される必要がある。特に、地方自治体の信用保証協会保証付制度融資を利用している場合、信用保証協会の「求償権放棄」に際しては、個別案件ごとに地方自治体の議会承認が必要となっており、国は各地方自治体が求償権放棄等について個別の

議会承認を不要とする条例を整備するよう、継続的に働きかけ、同制度を有するすべての地方自治体が対応を終える必要があるが、進展は見られていない。

(4) 商工中金の役割・機能の強化【一部実現】

今後も、商工中金の利用者であり、出資者でもある中小企業組合等の意見が十分に反映され、地域経済を担う中小企業組合や中小企業の支援による地域経済活性化のための取組みを支援するための制度融資や地域金融機関と連携した協調融資を維持・強化していく動きが、商工中金経営改革プログラムに沿って展開されている。

さらに、生産性向上、事業承継、新事業展開・新市場開拓、グローバル展開、協業化・集約化・連携・事業再生・財務改善など中小企業等の成長と地域経済活性化等十分な政策機能が前向きかつ安定的に発揮できるような組織・機能を維持し、必要な措置を講じられることを経済産業大臣懇談会にて直接要望した。

(5) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての機能の維持・強化【実現】

令和2年度当初予算において、前年並みの予算が確保される見通しであり、引き続きセーフティネット面で重要な役割を果たせるような措置された。

(6) 信用組合に対する支援強化【一部実現】

金融検査マニュアルが令和元年12月18日に廃止され、画一的なマニュアルは廃止され、地域性や金融機関の特性に応じた債務者区分や引き当てを決定できるように措置された。

また、ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう、十分な配慮と必要な措置を講じる必要があり、引き続きを注視していく必要がある。

(7) 高度化融資制度の活用拡大【未実現】

下記については未実現であり引き続き要望を継続していく。

中小企業基盤整備機構が行う高度化融資制度が、これまでに中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割は極めて大きい。高度化事業は、団地・商店街等を取り巻く環境が大きく変化し、耐震、省エネ等のためのリニューアルニーズも強いことから、迅速かつ柔軟に多くの組合が積極的に活用できるよう、貸付要件の緩和、審査期間の短縮、既往融資の条件変更や借換対応の柔軟化を含めた制度の再構築を講じる必要がある。

本制度は、中小企業基盤整備機構と都道府県が一体となって資金面から支援する制度であるが、都道府県からの貸付が困難な場合が多いことから、小規模企業で組織する組合や地域経済に大きな影響を与える卸団地等に対しては、中小企業基盤整備機構から直接貸付けを行えるようにするべきである。また、財政事情が厳しく予算措置を講じることができない都道府県に対しては、中小企業基盤整備機構がその財源を都道府県に融資する制度を創設する必要がある。

現在、集団化事業を実施するためには、組合員等である特定中小企業者等の数が原則「10人以上」必要とされ、人口10万人以上の都市部については、一定の要件のもと「5人以上」で実施が可能とされている。人口10万人未満の市町村においても都道府県若しくは市町村が地域の振興に資すると認める場合等、例外的に事業実施が可

能な場合もあるが、都市部以外で操業する中小企業の移転ニーズ、小規模市町の企業誘致及び未利用地の有効活用に結び付いていないことから、集団化事業の実施要件をすべての市町において「5人以上」とする必要がある。

東日本大震災以降、沿岸地域に立地する中小企業は、災害の事前対策としてのBCP対策のほか、津波の恐れのない安全な内陸部に移転することが有効な手段とされている。こうした移転には多額のコストを要し、従業員の継続的な確保が困難であるためほとんど進んでいない。沿岸地域の不動産価格の下落などにより、資金調達も困難な状況にあることから、高度化融資のメニュー化による多様な資金調達方法を講じる必要がある。

融資の際に必要な個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用するよう、都道府県に周知・徹底することが必要である。また、都道府県においては、経営環境の変化に対応した債務の軽減・免除、相続時の個人連帯保証の解除等に弾力的に対応し、銀行保証や物的担保を活用する等、再チャレンジを可能とする新たな特別措置等を拡充・強化する必要がある。

また、高度化の担保及び連帯保証人について、残債額に応じた柔軟な再設定ができるようにする必要がある。

(8) 倒産防止共済の貸付制度の見直し【未実現】

貸付時に共済金額を10分の1を控除する制度の見直しには至っていない。

(9) 中小企業・小規模事業者の事業承継の金融支援【実現】

上記(2)における新たな信用保証制度の創設や個人保証の二重取りを原則禁止する「経営者保証ガイドライン」の特則が策定されるなど、事業承継の金融支援については官民一体となって、対策が講じられている。

また、中小企業・小規模事業者にとって事業承継の一手段としてM&Aの理解・活用が進んでいないため、既存の「中小M&Aガイドライン」を改訂し、理解しやすく、また活用が促進されるよう改訂作業が進められている。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

(1) 経営者保証ガイドラインの周知徹底と個人保証に過度に依存しない融資慣行の普及【一部実現】

中小企業の生産性が向上し、積極的に未来への投資を行い、成長戦略を具現化するには、金融機関から円滑に資金を調達する必要があるが、現状の金融慣行では個人保証を必要とするケースが依然として多く、経営者に対して再チャレンジの道を閉ざし、リスクを冒してまでも投資する意欲を減退させる要因となっている。

金融庁では、平成26年6月に「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集を公表し、平成26年12月、平成27年7月、平成29年6月及び平成30年1月には、それぞれ事例を追加して改定版を公表した。上記1.(9)のとおり、事業承継に関しては個人保証の二重取りの原則禁止が特則に記載される等、今後も経営者ガイドラインに沿った取り組みが進む機運が醸成されている。また、事業性評価による不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資手法を引き続き普及していく必要がある。

(2) 信用保証協会の審査の弾力化、迅速な手続き、各種保証制度のPRの拡充等

【一部実現】

地域中小企業の活力を引き出し、地方創生の本格的展開に向けた取組みを推進していくためには、経営支援と合わせた信用保証による資金繰り支援が不可欠であり、上記(1)の事業承継時の保証の弾力化等が新たに講じられた。

(3) 地域密着型金融の推進 **【一部実現】**

ローカルベンチマークを活用した独自の取組みを進める地域金融機関も増加してきており、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容や成長可能性などを適切に評価して融資を行うことで、中小企業の成長を支援する必要がある。中小企業の技術力・販売力・成長性等の事業性評価を強化し、きめ細かいコンサルティング機能発揮による地域密着型の金融支援を強化する動きも広まりつつある。

(4) 知財融資の普及 **【一部実現】**

令和2年度の知的財産政策関連当初予算では個別の中小企業の知財に係る課題や解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」を作成し金融機関に提供することで、金融機関による中小企業に対する知財を切り口としたコンサルティングを促進し、知財に着目した融資の円滑化として1.5億円が措置される見通しである。

2. 中小企業・組合税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

- (1) 中小企業・小規模事業者及び組合が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入できる制度を恒久化するとともに、損金算入限度額の上限を拡大すること。
- (2) 中小法人及び協同組合の交際費について、事業活動に関する費用は全額損金算入とし、恒久化すること。
- (3) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。また、欠損金の繰戻還付制度の適用期限を延長すること。
- (4) 中小法人の法人税の軽減税率について、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (5) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (6) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。
- (7) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (8) 青色事業主勤労所得控除制度を創設すること。
- (9) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税を廃止すること。また、事業所税を廃止すること。
- (10) 印紙税を早急に廃止すること。
- (11) ガソリン税の特例税率を廃止すること。
- (12) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。
- (13) 車体課税を抜本的に整理し軽減すること。
- (14) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (15) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。
- (16) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (17) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充するとともに、エンジェル税制の適用要件を緩和すること。
- (18) 中小企業が海外展開するために必要な市場開拓、販売促進に係る費用等を税額控除とする措置を講じること。
- (19) 各種政策的補助金による一時的収入は益金不算入とすること。
- (20) 産業廃棄物税の減免措置を図ること。
- (21) 地球温暖化対策税の用途拡大を行わないこと。

2. 事業承継の促進に資する第三者事業承継税制の創設を含む事業承継支援措置の拡充

- (1) 後継者不在の中小企業について、親族以外の第三者による事業承継を強力に推進する特例措置を創設すること。
- (2) 事業承継を円滑に行うための支援制度をさらに充実させるとともに、事業承継税制を活用するための手続きの簡素化や取引相場のない株式評価方法の見直しなど、事業承継への取組みを促進するための措置を講じること。

3. 消費税対策の継続・強化

- (1) 消費税率の引上げにあたり、景気対策、価格転嫁対策など、中小企業・小規模事業者のために万全の対策を講じること。
- (2) 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）については、廃止を含めた慎重な対応をすること。
- (3) 消費税の外税表示を恒久化すること。
- (4) 個別消費税（ガソリン税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。
- (5) 消費税の申告については、法人税法及び地方税法同様に「1カ月の申告期限の延長措置」を講じるとともに、法人税及び消費税の納税期間を3カ月に延長すること。また、消費税の中間申告の回数については事業者の任意選択を認めること。
- (6) 中小事業者の消費税の事業者免税点を引上げ、簡易課税制度の適用事業者の範囲を拡大すること。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地等の宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。
- (2) 輸入原材料価格の安定化を図るため、関税制度の見直しを図るとともに、政府売り渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益につながらないように十分に配慮すること。
- (3) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得又は建築をした際の、所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置を延長すること。
- (4) 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置を延長すること。

5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合の法人税の軽減税率について、企業組合、協業組合をも対象とし、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、中小企業組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
- (3) 企業組合において設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (4) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）について、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。

- (6) 公共・公益性のある共同施設への固定資産税等の減税措置を図ること。
- (7) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (8) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を中小企業組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (9) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金を寄附金控除対象とすること。

6. 納税環境整備等

- (1) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。
- (2) マイナンバー制度の導入に伴い、安全管理措置に必要となるセキュリティ対策への支援措置を強化すること。

【経過】

令和2年3月27日、所得税法等の一部を改正する法律が成立した。全国大会の決議内容と令和2年度税制改正との対応状況は以下のとおり。

1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

(1) 少額減価償却資産の全額損金算入の恒久化及び拡大【一部実現】

恒久化や拡大はなされなかったが、次の見直しを行ったうえで、適用期限が2年延長された。

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下(現行:1,000人以下)に引き下げる。

(2) 中小法人の交際費の全額損金算入【実現】

全額損金算入とはならなかったが、適用期限が2年延長された。

(3) 欠損金の繰越控除の利用制限反対及び欠損金の繰戻還付制度の適用期限の延長

【一部実現】

欠損金の繰越控除制度については、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととされる見込み。繰戻還付制度の中小企業者以外への不適用措置については、経過措置を設けて設備廃棄等欠損金額の特例を廃止したうえで、2年延長された。

(4) 中小法人の法人税の軽減税率の引下げ及び恒久化【未実現】

特段の措置は講じられない。

(5) 中小企業への外形標準課税の適用拡大反対【実現】

中小企業への適用拡大は行われなかった。

(6) 減価償却制度の定額法への統一反対【実現】

定額法へ統一されない。

- (7) 中小企業への留保金課税の拡大反対【実現】
中小企業への留保金課税の拡大は行われない。
- (8) 青色事業主勤労所得控除制度の創設【未実現】
特段の措置は講じられない。
なお、小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討するとされた。
- (9) 固定資産税と事業所税の廃止【未実現】
廃止されない。
- (10) 印紙税の早急な廃止【未実現】
廃止されない。
- (11) ガソリン税の特例税率廃止【未実現】
廃止されない。
- (12) 軽油引取税の免税措置の恒久化【未実現】
恒久化されない。
- (13) 車体課税の抜本的見直し及び軽減【未実現】
特段の措置は講じられない。
なお、自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うとされた。
- (14) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定の見直し【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (15) 役員給与の全額損金算入【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (16) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）に係る償却年数の短縮【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (17) 創業時の税制上の負担軽減措置及び地域の新たな産業育成に向けたエンジェル税制の拡充【実現】
エンジェル税制については、個人投資家の裾野拡大とリスクマネー供給の強化を図るため、対象となるベンチャー企業の要件を、設立後3年未満から5年未満へ緩和するとともに、クラウドファンディング事業者を認定対象へ追加するとされた。
- (18) 海外展開のための受取配当金の全額益金不算入及び費用等の税額控除措置【未実現】
特段の措置は講じられない。

(19) 各種政策的補助金の益金不算入【未実現】

特段の措置は講じられない。

(20) 産業廃棄物税の減免措置【未実現】

特段の措置は講じられない。

(21) 地球温暖化対策税の用途拡大反対【未実現】

特段の措置は講じられない。

2. 事業承継の促進に資する第三者事業承継税制の創設を含む事業承継支援措置の拡充

(1) 第三者承継促進税制の創設【未実現】

特段の措置は講じられない。

(2) 事業承継を円滑に行うための支援措置の充実【一部実現】

税制上の措置はなされなかったが、経済産業省関係令和元年度補正予算において、事業承継時の経営者保証の解除を促進するための専門家による支援事業が予定されている。また、事業承継の更なる促進に向けて、事業承継ネットワークによるプッシュ型の事業承継診断や専門家派遣、事業承継補助金による後継者の経営革新等の支援、承継トライアル実証事業による後継者育成の後押しなど、承継前から承継後まで切れ目のない支援が予定されている。

3. 消費税対策の継続・強化

(1) 消費税率の引上げに当たっての景気対策、価格転嫁対策の実行【実現】

消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、キャッシュレス・消費者還元事業が令和元年度補正予算で1,497億円、令和2年度予算で2,703億円が措置されるなど、引き続き対策が講じられる。価格転嫁対策については、転嫁対策特別措置法に基づき、引き続き措置が講じられる。

(2) 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）の廃止を含む慎重な対応【未実現】

特段の措置は講じられない。

(3) 消費税の外税表示の恒久化【未実現】

特段の措置は講じられない。

(4) 個別消費税（ガソリン税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税の早期解消【未実現】

特段の措置は講じられない。

(5) 申告時期の延長等【実現】

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限を延長することができる企業について、消費税の預り金的な性格を踏まえつつ、消費税の申告期限を1カ月に限って延長する特例が創設される。

(6) 事業者免税点の引上げ及び簡易課税制度の適用事業者の範囲の拡大【未実現】

特段の措置は講じられない。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地などの宅地に係る固定資産税の負担調整措置の継続及び、地価が下落している場合の固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例の措置【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (2) 関税制度の見直し等【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (3) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく不動産の取得等に対する登録免許税の軽減措置の延長【実現】
適用期限が2年延長される。
- (4) 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長【実現】
小規模な総合効率化事業者以外が取得した貨物搬送装置及び新造車両に係る課税標準を価格の3分の2（現行5分の3）としたうえで、適用期限が2年延長される。また、倉庫用建物等の割増償却制度の適用期限が2年延長される。

5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合の法人税の軽減税率の企業組合と協業組合への拡大、税率の引下げと恒久化及び適用年間所得の撤廃【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (2) 組合の設備廃棄、設備集約化に対する減免措置【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (3) 企業組合における設立後5年間法人税免除などの税制措置【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (4) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税の減免措置【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）の一律の軽減税率の適用【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (6) 公共・公益性のある共同施設への減税措置【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (7) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (8) 高度化資金の返済等に対する備えのための繰入積立金の損金算入【未実現】
特段の措置は講じられない。
- (9) 被災地の組合を支援する組合及び組合員の寄附金控除対象の拡大【未実現】
特段の措置は講じられない。

6. 納税環境整備等

- (1) 税法上の中小企業の基準の見直し【未実現】

特段の措置は講じられない。

(2) マイナンバー制度の導入に伴うセキュリティ対策への支援措置の強化【未実現】

なお、従来どおりの措置として、個人情報保護委員会で、中小企業や小規模事業者向けのガイドラインを策定・公開している。

以上のほか、平成30年度税制改正で創設された「コネクテッド・インダストリーズ税制（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除制度）」は、予定の終期が1年前倒しされ、令和2年3月31日をもって廃止された。

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

【要望事項】

1. 中小企業・小規模事業者のものづくりや革新的技術導入の支援強化

- (1) ものづくり補助金を継続すること。また、申請書類の簡素化、補助金額及び補助率の引上げ等、制度設計の見直しを行うこと。
- (2) 過年度にもものづくり補助金事業を実施してきた事業者の販路開拓、販売促進を図るためのフォローアップ事業に対する支援の更なる拡充・強化を図ること。
- (3) 中小企業・小規模事業者がI o Tをはじめとした新しいIT技術の導入・活用に取り組むための支援策を拡充・強化すること。
- (4) ものづくり分野における人材の確保と次代を担う若手人材の育成を図る施策を継続して強化すること。

2. 公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援の強化・拡充

3. 知的財産の係争費用に対する補助など中小製造業等の知的財産活動に対する支援の拡充

4. 下請法の厳正かつ迅速な運用

- (1) 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、買ったときなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為に対して厳正かつ迅速に対処すること。
- (2) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の更なる業種拡大、検証、周知徹底を強力に推進すること。
- (3) サプライチェーン全体の取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の策定業種の拡充を図るとともに、同ガイドライン及び同計画の着実な実行と周知徹底、フォローアップ、訪問等調査を強化すること。

【経過】

1. 中小企業・小規模事業者のものづくりや革新的技術導入の支援強化

(1) ものづくり補助金の継続【実現】

令和元年度補正予算により、「中小企業生産性革命推進事業」(3,600億円)が予算化され、そのうち今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の支援を目的として、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」が措置されている。

本補助金は通年公募とし、複数の締切を設けており、令和2年3月10日より一般型の公募を開始している。1次締切は3月31日となっている。

また、本年度より申請手続き簡素化のため、認定経営革新等支援機関の確認書添付が不要となっている。

なお、令和2年度予算により、中小企業・小規模事業者が連携して取り組む「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」が予算化される予定となっている。

(2) ものづくり補助金事業を実施した事業者への事業化に向けた取組み【実現】

令和元年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」において、平成27、28、29、30年度補正予算及び31年度当初予算で、ものづくり補助金事業を実施した事業者に対するフォローアップの予算が措置された。

(3) I o T等に取り組む中小企業への革新的技術の支援強化【実現】

令和元年度補正予算により、「中小企業生産性革命推進事業」が措置され、その中に、セキュリティにも配慮された優れたITツールの導入を通じて中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、生産性向上を実現させることを目的とした「サービス等生産性向上IT導入支援事業」が措置されている。本事業は、中小企業・小規模事業者がバックオフィス業務の効率化や顧客満足向上など生産性向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する経費の一部を補助するものとなっている。

(4) ものづくり等の人材の育成・確保に対する支援拡充【一部実現】

雇用する労働者に対して職業訓練を計画に沿って実施する事業主に対して助成する「人材開発支援助成金」におけるものづくり人材の育成については、製造業や建設業等の事業所が厚生労働大臣の認定を受けたOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施する場合には、同助成金の中で最も高い助成率により助成することで支援している。

2. 公設試験研究機関への技術開発支援機器の導入支援の拡充【一部実現】

経済産業省の令和2年度産業技術関係における重点政策において、イノベーション・エコシステムの構築に加え、Society5.0の実現等に向けて、未来を創るシーズの開拓・育成や次の産業の担い手となるスタートアップの育成とともに、産学、海外連携など、関係者が連携しリソースが流動的・効率的に活用されるオープンイノベーションの仕組みを構築、推進していくとしている。さらに、国際標準化や国研の体制構築など、イノベーションを支える基盤の整備を推進していくとしている。また、環境と成長の好循環の実現や人手不足の解消といった、社会課題の解決のための技術開発への重点投資を加速するため、ロボットの制御の高度化や素材開発等を推進していくとしている。さらに、コネクテッド・インダストリーズを支える次世代AI基盤、IoTセンシング、次世代コンピューティング、AIチップ開発等の基盤技術の開発を推進していくほか、ポスト5G情報通信システムと先端半導体製造技術の開発を推進していくとしている。

3. 知的財産の保護と活用支援の強化【実現】

知財戦略の構築や、知財の権利取得から事業化までを重点的に支援するとして、特許庁は「中小企業応援宣言」と題して、中小企業の海外での知財活動の促進を図るための様々な海外展開支援策を展開している。中でも、中小企業が特許庁に納付する「出願審査請求料」、「特許料(第1年分から第10年分)」、「国際出願に係る手数料」が軽減される「料金軽減制度」や「交付金制度」をはじめとし、

「知財総合支援窓口」を全国47都道府県に設置し、特許や商標などの知的財産の出願・権利化、技術ノウハウ等の知的財産の秘匿管理、知的財産のビジネス活用などに関する様々な悩み・課題についての相談体制が整備されているほか、海外展開に向けた企業に対するアドバイザーを設置し、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用支援を行っている。

4. 下請法の厳正かつ迅速な運用

(1) 下請法の監督強化【実現】

国は、下請等の取引条件の改善を目的に各省庁が横断的に検討することが必要であることから、内閣総理大臣補佐官を座長にした下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループを開催している。この中で、自主行動計画フォローアップ調査結果において、取引対価へのコストの反映状況については全体として改善状況にあり、支払条件についても、発注・受注ともに「すべて現金」での支払は微増傾向となっている。しかし一方で、発注側と受注側での認識のずれは依然として40ポイント以上の差が見られている。また、「働き方改革」の影響については、特に影響はないという回答が最も多くなっているが、短納期発注等によるコストの適正負担については、発注側と受注側で認識にずれが見られている。

併せて、下請中小企業の取引実態を把握するための取引調査員（下請Gメン）による訪問ヒアリングは、2019年4月～10月までに2,960件行われており、その調査概要としては、材料価格等のコスト上昇分について、下請事業者の方から交渉を行って価格転嫁できた事例は少なくないものの、一方で、人件費上昇分の価格転嫁が必要であるが、交渉が難しいという声が多く聞かれている。

(2) 取引適正化のための業種別ガイドラインの充実・周知徹底【一部実現】

中小企業庁が平成28年9月に公表した「未来志向型の取引慣行に向けて」については、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、徹底するべく、①価格決定方法の適正化、②コスト負担の適正化、③支払条件の改善を重点3課題に掲げ、定期的にフォローアップ調査を行っている。

令和元年度自主行動計画フォローアップ調査結果によると、各課題は改善の傾向にあるものの、発注側・受注側の認識のずれを解消することが今後の課題とされていることから、調査結果を踏まえ、今後の対応策として、重点課題の更なる深堀や対策を検討し、「未来志向型の取引慣行に向けて」の拡充を行うとともに、①「自主行動計画」の実効性の向上、②取引実態把握の更なる強化、③地域単位での周知徹底に取り組むこととしている。

(3) 自主行動計画の拡充【実現】

中小企業庁は、平成28年9月に公表した「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づき、下請中小企業の取引条件改善のため、各産業界が取り組む行動をまとめた「自主行動計画」の取組状況のフォローアップ調査や下請Gメンによるヒアリングを通じて把握した取引上の課題等を基に、サプライチェーン全体での更なる「取引適正化」に向けて、望ましくない取引慣行の是正や「働き方改革」への対応などを踏まえて、

平成30年12月に下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」を改正した。さらに、令和2年1月、型取引の適正ルールの遵守や下請中小企業の業務効率化推進を目的に、受発注システム等の電子化に積極的に対応することなどについて振興基準を改正した。なお、この振興基準の改正にあたっては、中小企業庁「中小企業政策審議会経営支援分科会取引問題小委員会」に全国中央会小正副会長（鹿児島県中央会会長）が委員として参画した。

令和2年1月時点で、サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」は14業種36団体で策定されており、以降、改正「振興基準」を踏まえ、産業界の自主行動計画の改定要請等を行い、大企業・親事業者に対するより一層の遵守の徹底を図っていく予定である。

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

【要望事項】

1. 電力の安定かつ安価な供給の実現

- (1) 電力コストの負担軽減に必要な対策を講じ、安価かつ安定供給の確保に向けた取組みに対する支援策を講じること。
- (2) エネルギー安定供給のためのエネルギーミックス対策を講じること。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金減免制度の上昇抑制を図ること。

2. 省エネ・新エネ支援の拡充

- (1) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者における省エネルギーの推進を図るため、エネルギー使用合理化等事業者支援事業などの助成金の拡充・強化を図ること。
- (3) 中小企業組合における省エネ設備導入を加速させるため、省エネルギー補助制度を強化・拡充すること。

3. 環境対応への支援の拡充

- (1) 中小企業・小規模事業者における環境マネジメントシステムを推進するため、「エコアクション21」の普及を図る取得支援、優遇措置などの施策を講じること。
- (2) 持続可能な社会の実現のため、廃棄物処理の推進につながるなど適正な体制整備が図れる支援策を強化・拡充すること。
- (3) 土壌汚染対策における調査・手続き・除去等の措置については、必要最低限のものとなるよう見直しを行い、中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならないよう万全の支援策を講じること。
- (4) HACCPに基づく衛生管理の導入にあたり、改正食品衛生法の概要等について周知を徹底するなど円滑に取り組むための支援を講じること。

【経過】

1. 電力の安定かつ安価な供給の実現

(1) 電力等エネルギーコストの軽減等【一部実現】

令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において、デマンド料金制度の抜本的見直しに資する予算措置等は講じられていない。

なお、令和2年度当初予算において、「再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型の電力制御技術開発事業」（31.9億円）が予算措置された。

「再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型の電力抑制技術開発事業」は、今後、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図り、主力電源化を進めていくためには、電力システムの制約を解消していくことが重要とし、系統増強には多額の費用と時間が伴うものであることから、まずは既存システムを最大限活用し、一定の制約条件のもとシステムへの接続を認める「日本版コネクト&マネージ」のうち、システムの混雑時に出力制

御（マネージ）を前提とした状態で接続（コネクト）を認める「ノンファーム型接続」の早期実現を目指すとしている。

また、秒単位以下の瞬間的な変動に対する調整力（慣性力）の確保を目的とした監視システムの実証及び制御装置の開発等を支援し、配電系統を流れる電気の潮流・電圧を把握し、全体最適になるよう管理・制御できるようにするための技術の開発や、配電系統の安定化に資する分散型電源等の運用・制御に係るサービスを創出するための調査等を行うとしている。

これらの技術開発により、系統増強を待たずに再生可能エネルギー事業者が安価に電力系統に接続できるようになり、我が国の再生可能エネルギーの早期普及が加速し、需要地から離れて偏在する再エネ資源を有効活用するため、大規模洋上風力発電の送電や地域関連系などの多用途に利用可能な多端子直流送電システムの実用化に向けた基盤技術を開発するとしている。

（２）エネルギー安定供給のためのエネルギーミックス対策等の推進【実現】

令和２年度当初予算において、原子力の安全性・信頼性・機動性の向上として1,289億円が予算措置された。

予算措置の内容は大きく二つに分けられており、①技術・人材等の産業基盤全体の維持・強化に資する技術開発、小型炉やAIを活用した運転支援技術を含む革新的な原子力技術の開発、②原子力立地地域の着実な支援（立地地域の実情に応じた再エネ導入等による地域振興策を拡充）となっている。

①技術・人材等の産業基盤全体の維持・強化に資する技術開発、小型炉やAIを活用した運転支援技術を含む革新的な原子力技術の開発は、「原子力産業基盤強化事業」（12.0億円（新規））、「社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業」（9.0億円）、「原子力の安全性向上に資する技術開発事業」（22.6億円）となっている。

「原子力産業基盤強化事業」は、原子力利用の安全性・信頼性を支えている原子力産業全体の強化のため、世界トップクラスの優れた技術を有するサプライヤーの支援、技術開発・再稼働・廃炉などの現場を担う人材の育成等に取組むことで、原子力利用先進国として我が国が有する人材・技術・産業基盤を維持・強化し、不断の安全性追求と技術力向上を可能とするとしている。

「社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業」は、安全性の更なる向上に加え、再生可能エネルギーの導入拡大や電力自由化の進展といった、社会的な環境変化に対応できる原子力技術の開発を目的として、原子力技術の高度化に資する技術開発を支援するとしている。

「原子力の安全性向上に資する技術開発事業」は、福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえ、原子力発電所の包括的なリスク評価手法の高度化等、更なる安全対策の高度化に資する課題に関する基盤整備及び技術開発を行い、我が国として更なる原子力安全技術の向上を図り、世界の原子力安全にも貢献するとしている。

②原子力立地地域の着実な支援（立地地域の実情に応じた再エネ導入等による地域振興策を拡充）は、「電源立地地域対策交付金」（762.2億円）、「原子力発電施

設等立地地域基盤整備支援事業」（83.2億円）、「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」（72.0億円）となっている。

「電源立地地域対策交付金」は、電源立地地域における住民の福祉向上等を目的として行われる公共用施設の整備や各種の事業活動など、ハード・ソフト両面にわたる支援策の実施に係る費用に充てるための交付金を交付するとしている。

「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業」は、再稼働や廃炉など原子力発電施設等を取り巻く環境変化が原発立地地域及び周辺地域に与える影響を緩和するため、立地地域の経済・雇用の基盤強化に向けた取組みに対する専門家派遣や、交付金の交付など、中長期的な視点に立った地域振興策を支援するとしている。

「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」は、原発立地地域やその周辺地域において行う、再生可能エネルギー等を活用した地域振興ビジョンの策定や設備導入等の取組みへの支援を通じ、地域におけるエネルギー構造高度化への理解促進を図るとしている。

また、令和元年度補正予算として、「停電復旧見通しの精緻化・情報共有システム等整備事業費」（5.9億円）が予算措置され、令和元年台風第15号による大規模停電時の課題を克服するため、現場状況の把握が困難な場合にも衛星画像やドローン撮影画像、センサ情報、国・自治体・インフラ事業者の保有する現況情報、過去の停電復旧データなど、活用可能な情報を検討の上、これらで情報を補完し、高度な解析技術でより精緻な見通しを算出しながら、関係者に適時・適切に関連情報を届ける必要があることから、停電復旧見通しをより精緻化して関係者に迅速に関連情報を共有するためのモデルとなるシステムの構築を行うとしている。

（3）再生可能エネルギー発電促進賦課金減免制度の上昇抑制【未実現】

現時点で予算措置等は講じられていない。

なお、経済産業省資源エネルギー庁が発行した「日本のエネルギー2019」によると、震災前の2010年度と2014年度を比較すると、電気料金は家庭向け・産業向けでそれぞれ25%増・38%増と大きく上昇した。

自給率を高め国際原油価格の動向に左右されにくい電源構成とするとともに、2016年度に始まった電力小売りの全面自由化による事業者間の競争や、安全性を大前提とした原発の再稼働、再エネのコスト低減による導入増加などにより電気料金の抑制に取り組むとしている。

2. 省エネ・新エネ支援の拡充

（1）徹底した省エネ・新エネ対策の推進【実現】

令和元年度補正予算において、「生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金」（50.0億円）及び「畜産バイオマス地産地消緊急対策事業」（10.0億円）が予算措置され、令和2年度当初予算において「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」（459.5億円）及び「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」（18.8億円）が予算措置された。

「生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金」は、中小企業等の工場・事業場等における生産性及び省エネ性能の高い生産設備投資を支援することで、エネルギーコストの低減及び生産性の向上を促進し、競争力の強化に繋げることを目的として、従来の事業（設備単位）では補助の対象外としていたレーザー加工機や射出成形機など、生産性及び省エネ性能の高い特定の生産設備を対象とし、導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、生産性及び省エネ性能の高い設備更新支援を通して、長期エネルギー需給見通しにおける令和12年度の省エネ目標（5,030万KL）の達成に寄与することを旨とするとともに、中小企業者等のエネルギーコストの削減及び生産性を向上させ、競争力を強化するとしている。

「畜産バイオマス地産地消緊急対策事業」は家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援するとしている。

また、「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」は、工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進するとしている。

具体的には、①工場等における電化等のための省エネルギー設備への入替支援、②ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証実験、③ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証実験、④次世代省エネ建材の実証支援となっている。

「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」は、中小・小規模事業者・ベンチャー企業等は新エネルギー等に関する潜在的技術シーズを有しており、これを幅広く発掘することにより、新たな技術の開発・実用化が促進され、更なる導入促進が図られるとともに、今後の成長分野として、新エネ等分野における起業の増加、新産業の創出も期待されているため、新エネ等の導入拡大の障壁となる社会的課題を解決する技術シーズを発掘し、事業化に結びつけるため、研究開発型スタートアップ事業とも連携し、事業化に向けた助言、ベンチャーキャピタルによるハンズオン支援を行いつつ、事業段階に応じてFS調査、試作機実証、実用化研究開発、大規模実証等の支援を行うとしている。

なお、対象技術分野は①太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、海洋エネなどの発電利用、地中熱、雪氷熱などの再エネ熱利用、その他未利用エネルギー分野、②新エネ等の普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術（蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等）となっている。

（2）中小企業・小規模事業者の省エネ設備導入支援の継続・拡充【一部実現】

令和元年度補正予算において、「生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金」（50.0億円）及び令和2年度当初予算において「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」（459.5億円）（再掲）が予算措置された。

「生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金」は、中小企業等の工場・事業場等における生産性及び省エネ性能の高い生産設備投資を支援することで、エネルギーコストの低減及び生産性の向上を促進し、競争力の強化に繋げる

ことを目的として、従来の事業（設備単位）では補助の対象外としていたレーザー加工機や射出成形機など、生産性及び省エネ性能の高い特定の生産設備を対象とし、導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、生産性及び省エネ性能の高い設備更新支援を通して、長期エネルギー需給見通しにおける令和12年度の省エネ目標（5,030万KL）の達成に寄与することを目指すとともに、中小企業者等のエネルギーコストの削減及び生産性を向上させ、競争力を強化するとしている。（再掲）

また、「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」は、工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進するとしている。

具体的には、①工場等における電化等のための省エネルギー設備への入替支援、②ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証実験、③ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証実験、④次世代省エネ建材の実証支援となっている。（再掲）

（3）中小企業組合における省エネ設備導入の推進【一部実現】

令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において、中小企業組合に特化した省エネ設備投資に対する優遇措置等の措置はなされていない。

なお、令和2年度当初予算において、「中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金」（9.6億円）及び「省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金」（12.7億円）が予算措置されており、「中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金」は、省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するための支援を行うとしており、「省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金」では、新設事業所における省エネ設備の新設や、既存事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、さらにはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組みに際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行うとしている。

3. 環境対応への支援の拡充

（1）中小企業・小規模事業者における環境マネジメントシステムの推進【一部実現】

令和2年度当初予算において「省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金」（12.7億円）が予算措置された（再掲）。

「省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金」では、新設事業所における省エネ設備の新設や、既存事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、さらにはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組みに際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行うとしている。

また、複数の事業者が連携して省エネ取組み（連携省エネルギー措置）を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネ量を事業者間で分配して報告す

ることができる「連携省エネルギー計画」の認定を受けた事業者は、当該計画の実施に必要な設備（連携関連高度省エネルギー増進設備等）を導入する際に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は中小企業等のみ）が受けられるとしている。

（2）廃棄物処理の推進に対する支援の強化・拡充【一部実現】

令和2年度当初予算において、「海洋プラスチックごみ総合対策費」（2.1億円）が予算措置された。

「海洋プラスチックごみ総合対策費」は、G20大阪サミットで合意・共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、国際枠組に基づく取組みの推進や、科学的知見の強化により、実効性のある海洋プラスチックごみ対策を着実に実施するとしている。

また、「PCB廃棄物の適正な処理の推進等」として、令和元年度補正予算（45.6億円）及び令和2年度当初予算（52.9億円）が予算措置された。

「PCB廃棄物の適正な処理の推進等」は、地方自治体による調査の加速化や保管事業者等への広報、高濃度PCB廃棄物処理施設の補修・事業終了後のPCB処理施設の速やかな現状回復を行うことで、PCB廃棄物の適正な処理の推進や地元住民の安全・安心の確保に貢献するとしている。

（3）中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた土壌汚染対策の支援の実施【一部実現】

令和2年度当初予算において「土壌汚染対策費」（2.9億円）が予算措置された。

「土壌汚染対策費」は、改正土壌汚染対策法の着実な施行のため、効果的な情報発信や普及啓発等を行うとともに、電子管理票の検討を含めた汚染土壌の適正処理の推進など、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行うとしている。

なお、中小企業・小規模事業者向けの融資制度をはじめとする財政支援措置は講じられていない。

（4）HACCP導入に向けた改正食品衛生法の周知の実施【実現】

令和2年度当初予算において、「HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等」（5.6億円）及び「食品衛生法改正事項の円滑な実施」（6.7億円）が予算措置された。

「HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等」は、平成30年度改正食品衛生法により、全て食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が制度化されたため、業種別手引書等によるHACCP導入支援及び相談支援を行っており、食品等事業者による営業許可申請等の行政手続コストの削減、食品リコール情報の一元管理等の観点から、引き続き電子申請等の共通基盤システム整備を進めるとしている。

また、「食品衛生法改正事項の円滑な実施」は、HACCPに沿った衛生管理の推進、営業許可制度の見直し、食品用器具・容器包装のポジティブリスト化などの平成30年食品衛生法改正事項を円滑に実施するとしている。

5. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充

【要望事項】

- (1) 卸売業の振興及び卸団地の老朽化に対する支援策を強化・拡充すること。
- (2) 小売業の振興を目的とした支援策を強化・拡充すること。
- (3) 中心市街地における機能的なまちづくりを推進すること。
- (4) 中心市街地の活性化のための大規模小売店舗等への対応を促進すること。
- (5) 中小小売商業関係予算を強化・拡充すること。
- (6) 商店街におけるにぎわい創出強化のための人材育成・確保策について支援すること。
- (7) 法人格を有する商店街組織に対する優遇措置を講じること。
- (8) インバウンド需要に対する商店街事業への支援を強化すること。

【経 過】

(1) 卸売業の振興を目的とした支援策の強化・拡充【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

(2) 小売業の振興を目的とした支援策の強化・拡充【一部実現】

令和元年度補正予算にて、キャッシュレス・消費者還元事業として1,497億円が措置された。中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進する。

令和2年2月14日から日本政策金融公庫による、キャッシュレス決済導入に向けた低利融資制度が措置された。

中小企業生産性革命推進事業として3,600億円が措置され、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）等の活用により生産性向上に資する予算が確保された。

(3) 機能的なまちづくりの推進【実現】

令和2年度当初予算において、「安全で魅力あるコンパクトなまちづくりの推進」、883億円が予算措置された。安全で魅力あるコンパクトなまちづくりを推進し、地方都市の再生や町のにぎわい創出等をに対する支援強化を目的としている。

また、新技術や官民データの活用により、都市の諸課題を解決するスマートシティの推進として2億円が措置された。

地域の歴史・景観、緑地、農地などの地域資源を活かした魅力ある街づくりを推進するため、371億円が措置された。

(4) 大規模小売店舗等への対応【一部実現】

大規模小売店舗立地法が平成12年に廃止されて以降、中心市街地や商店街では大型店やチェーン店等の無秩序な出店・撤退により空洞化が進み、これまで培われてきた地域の歴史や伝統、文化などが失われ、コミュニティが崩壊し、まちの賑わいが失われつつある点に対し、上記(3)のとおり、にぎわい創出のための予算が措置された。

(5) 中小小売商業関係予算の強化・拡充【一部実現】

((1), (2), (3), (4), (5), (7), (8)) 記載のとおり。

(6) 商店街におけるにぎわい創出強化のための人材育成・確保策に対する支援【実現】

(株)全国商店街支援センターにて下記の予算を確保している。

- ・商店街担い手・人材育成事業 8,700 万円
- ・商店街情報収集・提供事業 4,600 万円
- ・商店街総合支援事業 7,700 万円
- ・商店街活性化に向けた地域での支援・協働体制づくり支援事業 4,500 万円
- ・地域商業活性モデル事例の広報・顕彰事業 800 万円

(7) 法人格を有する商店街組織に対する優遇措置【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

(8) インバウンド需要に対する商店街事業への支援強化【実現】

中小企業等と外国人専門家が連携し、外国人観光客に魅力ある商品・サービスの開発や店舗データ分析等による効果的な商品・サービスの提供を支援するために、「インバウンド事業拡大推進事業」として5億円が措置された。

6. サービス業支援の強化・拡充

【要望事項】

- (1) 観光を通じて被災地の復興を加速させるため、広域的な観光戦略の構築、長期的な復興を支える重層的な取組に対する支援を強化すること。
- (2) 外国人観光客誘致拡大並びにクルーズ船観光客増加のための環境整備を強化すること。
- (3) 「住宅宿泊事業法」の適正運用の強化に努めること。
- (4) 災害防止の観点から、耐震対策の支援対象の範囲を拡大すること。
- (5) 先端的テクノロジーの活用、導入に係る調査及び実現化の支援に対する新たな事業を創設すること。
- (6) 市街地や商店街等の駐車違反取締りに当たり、積み降ろし業務可能な駐車スペースの確保や円滑な道路交通の有効活用等、業務に配慮した支援を講じること。
- (7) 中小企業・小規模流通業・物流業の適正取引の推進、人材確保、経営改善など、物流効率化のための経営革新への取組みに対する支援措置を拡充すること。
- (8) 地域経済の活性化、農林水産物をはじめとする物流の効率化、観光などの旅客輸送力の強化などに寄与する高速道路網の整備拡大を図ること。
- (9) 高速道路料金の大口・多頻度割引率の適用拡大を行うとともに、割引制度を恒久化すること。
- (10) 平成29年4月から強化された車両制限令に基づき、事業協同組合に一律に科される高速道路の大口・多頻度割引停止措置を見直すこと。

【経過】

(1) 観光を通じた被災地の復興加速の支援【実現】

令和元年度補正予算案において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」(3.2億円)、「東北観光復興対策交付金」(21.0億円)、「東北観光復興プロモーション」(10.0億円)、「新しい東北交流拡大モデル事業」(3.0億円)、「福島県観光関連復興支援事業」(3.0億円)が予算措置された。

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」は、2020年東京オリンピック・パラリンピックにより多様な外国人観光客の来訪が見込まれる競技会場周辺、ホストタウン、選手村が所在する地域において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を緊急に整備する必要があるため、これらの地域のうち、これまで訪日外国人旅行者の受入環境整備が十分に進んでいなかった地域を中心に、公共交通機関から観光案内所、観光拠点、飲食・小売店等に至るまでの地域が一体となって行う多言語対応、無料公衆無線LANやキャッシュレス決済環境の整備、バリアフリー化等を緊急的に支援するとしている。

「東北観光復興対策交付金」は、東北6県の外国人宿泊者数を令和2年に150万人泊にするという政策目標の実現に向け、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災

の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、東北地方の地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者を呼び込むための取組みを支援している。

「東北観光復興プロモーション」は、海外主要市場を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施している。

「新しい東北交流拡大モデル事業」は、平成28年度～令和元年度に実施したモデルを普及・展開、外国人旅行者の更なる誘客に繋がるビジネスモデルの構築を支援している。

「福島県観光関連復興支援事業」は、福島県が実施する国内観光振興に関する取組みを支援し、教育旅行の誘致に向けた取組みの支援を強化している。

また、令和2年度当初予算案において「DMOの改革」（7.4億円）及び「MICE誘致の促進」（1.6億円）が予算措置された。

「DMOの改革」は、全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、①全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化するとともに、②国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進している。

「MICEの誘致の促進」は、MICE誘致の国際競争が益々激化する中、MICEの中でも取り込みが遅れているインセンティブ旅行の誘致強化やマーケティング展開等により、MICE関連訪日外国人の増加とともに、その滞在期間・消費額増加を図り、国際機関や各国と連携した国際シンポジウムの開催を通じて、世界の観光政策の動向を踏まえた国内外の先進事例の共有・発信を行い、観光政策の推進に結びつけるとしている。

（2）外国人観光客誘致拡大並びにクルーズ船観光客増加のための環境整備【実現】

令和2年度当初予算案において、「戦略的な訪日プロモーションの実施」（87.2億円）が予算措置された。

「戦略的な訪日プロモーションの実施」は、地域への勧誘を強化しつつ、アジアからの取り込みを徹底するとともに、欧米豪からの誘客に取り組むとしている。さらに、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標達成を見据え、全世界から誘客促進に向けた取組みを推進している。

具体的には、国別戦略に基づくプロモーションの徹底として、重点22市場からの更なる戦略的誘客のため、国別戦略を徹底し、旅行ニーズに応じたきめ細やかな市場別プロモーションを実施する。

また、航空路線・クルーズ船の誘致強化として、航空路線の新規就航・増便やクルーズ船の日本への寄港を促進するため、自治体等による商談会の出展や招請への支援、航空事業者等との共同プロモーションを実施している。

（3）「住宅宿泊事業法」の適正運用と強化【実現】

令和2年度当初予算案において、「健全な民泊サービスの普及」（1.9億円）が予算措置された。

「健全な民泊サービスの普及」は、住宅宿泊事業法等に基づく民泊事業の適正な運営を確保するための取組みとして、①民泊物件の届出、登録等を行う民泊制度運営システムの運用を行うとともに、民泊サービスに係る問い合わせ等のためのコールセンターの運営を行い、同システムに、仲介業者とのシステム連携による営業日数等の自動集計機能を追加する。②違法民泊の排除等を促進するため、違法性が疑われる物件の確認に係るシステムの運用を実施するとしている。

(4) 災害防止のための耐震対策の支援対象の拡充【一部実現】

令和2年度当初予算案において、「耐震対策緊急促進事業」(115.0億円)が予算措置された。

「耐震対策緊急促進事業」は、耐震診断を義務づけられた建築物の所有者である民間事業者が実施する補強設計・耐震改修・超高層建築物等の所有者である民間事業者が実施する詳細診断・補強設計・改修工事に対し、国が事業に要する費用の一部を助成し、令和4年度末まで適用される予定となっている。

また、ブロック塀等の安全性を確保するため、危険なブロック塀等の除却、改修等に対する支援を行うとしている。さらに、地震によるエレベーターの閉じ込めや、故障等による長期の運転停止のおそれを軽減するため、エレベーターの地震対策を引き続き推進することに加え、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題への対応、子育て世帯への配慮や生産性向上等に資する室の高い性能を有する先導的な住宅・建築物の整備への支援の強化を図るとしている。

(5) 先端的テクノロジーの活用、導入に係る調査及び実現化に対する支援の創設【一部実現】

令和元年度補正予算案及び令和2年度当初予算案において、組合主導の下、業界が一丸となって取組むための制度創設などに対する予算措置はなされていない。

なお、令和2年度当初予算案において、「次世代人口知能・ロボット中核技術開発」(50.0億円)が予算措置された。

「次世代人口知能・ロボット中核技術開発」は、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、産業競争力を強化し、顕在化する様々な社会課題を解決するキーテクノロジーであるAI技術を実世界のすみずみまで実装させていくために必要となる次世代AI基盤技術開発に取り組むとしており、人間と強調できるAI、実世界で信頼できるAI、容易に構築・導入できるAIに関する技術開発を行い、AIの性能だけでなく人間の知恵も共に進化する社会を目指すとしている。

また、「生産性」、「健康、医療・介護」、「空間の移動」分野においてAI技術や、AI技術とロボット技術を融合させた研究開発成果の社会実装を目指した、産学官連携での大規模研究開発を実施するとしている。

(6) 市街地や商店街における包括的な駐車場施策の推進【一部実現】

令和2年度当初予算案において、「まちなかウォーカーブル推進事業」(1.5億円)が予算措置された。

「まちなかウォーカーブル推進事業」は、都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広

場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援するとしており、荷捌き駐車場や駐車場出入口付替、給電・給排水施設の整備について支援を明確化している。

(7) 流通・物流業における適正取引の支援【実現】

令和元年度補正予算案において、「中小トラック運送事業者の労働生産性向上に向けた荷役効率化機器の導入支援」（1.0億円）が予算措置された。

「中小トラック運送事業者の労働生産性向上に向けた荷役効率化機器の導入支援」は、トラック運送業における労働生産性の向上や持続的な経営の確保を図るため、中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化に資する機器（テールゲートリフター、ユニック車、フォールドデッキ）の導入支援を実施している。

また、令和2年度当初予算案において、安心して利便性の高い自動車運送事業・自動車整備業の実現に向けた取組みとして「トラック事業における働き方改革の推進」（0.9億円）が予算措置された。

「トラック事業における働き方改革の推進」は以下の3つの取組みにより構成されている。

①輸送品目別の取組みの強化として、トラック輸送における物流の生産性向上やトラックドライバーの長時間労働の改善のためには、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題把握や改善策の検証を行うとしている。

具体的には、荷待ち件数が多い加工食品、建設資材、紙・パルプについて、課題解決のための検討・検証や改善策等の全国展開や各地方の実態を踏まえた改善策の検討・検証、改善策や好事例の普及・浸透を図っている。

②「ホワイト物流」推進運動の展開として、深刻化する運転手不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主、物流事業者等関係者が連携して強力で推進している。

具体的には、荷主・物流事業者の取組み事例の集約及びセミナー等による展開や、ポータルサイトの運営等を行うとしている。

③長時間労働の是正に向けた調査事業として、ドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにするためには、長時間の荷待ち等を発生させないことが重要であることから、トラック運送事業の実態調査（荷待ち・荷役・労働時間など）を行うとしている。

具体的には、デジタルタコグラフの荷待ち記録のプローブデータを用いて荷待ちが多く発生している地域を推定し、令和元年6月から乗務記録への記載が義務づけられた荷役作業時間等の状況を把握するための調査を実施している。また、生産性向上に向けたIT機器に関する調査事業を実施している。

(8) 流通・物流の効率化等に寄与する高速道路網の整備拡大【実現】

令和元年度補正予算案において、生産性向上を支えるインフラの整備として「成長力を強化する物流ネットワークの強化等のための高速道路等の整備」（113.6億円）が予算措置された。

「成長力を強化する物流ネットワークの強化等のための高速道路等の整備」は、成長力を強化する物流ネットワーク強化のため、三大都市圏環状道路等の整備や財政投融资を活用した新名神高速道路の6車線化に加え、物流の生産性向上のため、トラック隊列走行の実現に向けた準備・調査を実施するとしている。

また、交通の安全・安心の確保として、「踏切や通学路等における交通安全対策の推進」（1,688億円）が予算措置された。

「踏切や通学路等における交通安全対策の推進」は、高速道路の休憩施設（SA・PA）の駐車マス不足解消等、サービス水準の向上を推進するとしている。

具体的には、高速道路外の休憩施設等の活用や無人PAにおけるサービス向上のための取組みを実施するとしており、休憩施設の駐車マス数の拡充に加え、普通車・大型車双方で利用可能な兼用マスの設定、高速道路外の休憩施設への一時退出を可能とするサービスや、駐車場予約システムなどを導入するとしている。

これに加えて、深刻なドライバー不足が進行するトラック輸送の省人化を図るため、1台で通常的大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の幹線物流での普及促進に向けて、SA・PAにおける駐車マスの整備等を推進するとしている。

(9) 流通・物流業のコスト削減等のための高速道路料金の割引拡大【一部実現】

大口・多頻度割引制度における契約者単位の1台の月額平均利用金額の引き下げ及び恒久化の措置はされなかった。

なお、令和元年度補正予算案において、「自動車運送事業者の労働生産性向上等のための高速道路料金割引の臨時措置」（78.4億円）が予算措置された。

「自動車運送事業者の労働生産性向上等のための高速料金割引の臨時措置」は、平常時、災害時問わず物流機能を担う自動車運送事業者に対し、ETC2.0の普及を促進しつつ、物流コストを低減し、経営体質の強化により生産性向上を図るため、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対する大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置の延長（令和3年3月末まで）を実施するとしている。

(10) 車両制限令における事業協同組合に対する高速道路の大口・多頻度割引停止措置の見直し【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

7. 官公需対策の強力な推進

【要望事項】

- (1) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行時期の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成するとともに継続的に安定した中小企業・小規模事業者向け官公需予算を確保すること。
- (2) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して官公需適格組合制度の周知を広く図り、官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。
- (3) 予定価格の積算は、最新の実勢価格等を踏まえ、適正な単価設定に努めること。特に、市況の変動が激しい燃料、原材料単価や人材が確保しづらい労務の単価は十分に配慮し、最低賃金改定に合わせて人件費単価を見直して発注すること。
- (4) 被災地における官公需適格組合等を積極的に活用すること。
また、防災協定を締結している組合等に対しては、随意契約などによる優先的な発注に努めること。
- (5) 最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
- (6) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、その適用限度額の引上げなど少額随意契約制度の見直しを行うこと。
- (7) 各発注機関に対して、分離・分割発注に努めること。
- (8) 建設業界における生産性向上に向けた工事発注制度を改善すること。
- (9) 著作権等の知的財産権が含まれる発注については、当該知的財産権の取扱いを仕様書及び契約書に明確に記載するほか、強制的な権利の譲渡を行わないよう十分に留意すること。
- (10) 低価格競争を助長する競り下げ方式（リバースオークション）は絶対導入しないこと。
- (11) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、組合員の受注機会の確保・増大につながるよう、実態に配慮した要件緩和を行うとともに、実効性の高い制度に見直すこと。
- (12) きめ細かな官公需相談業務に対応するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。
- (13) 電子入札の仕様を統一かつ簡素化すること。

【経過】

(1) 中小企業向け契約金額の達成に向けた取組み強化【一部実現】

昨年9月、「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定され、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、契約目標は、前年度までの実績を上回る55.1%（国等全体）、創業10年未満の新規中小企業者向け契約目標は、3%と設定された。国等の契約のうち、令和元年度の官公需予算総額に占める中小

企業・小規模事業者向け契約目標は、4兆3,369億円（前年度比5,118億円増）となっている。また、中小企業者の官公需受注環境整備に向けて、①競争参加機会の拡大、②適正な価格による発注、③発注時期等の平準化、④「働き方改革」に留意した取組み等の共有を図ることとされている。

また、その後、国等の契約の基本方針の内容を広く周知するため、毎年度都道府県ごとに開催している国、地方公共団体の発注機関の方々及び官公需適格組合等による「令和元年度官公需確保対策地方推進協議会」が開催され、基本方針や施策の周知が図られている。

昨年12月には、経済産業省において、「官公需に関する関係府省等副大臣会議」が開催され、中小企業庁による国等の契約の基本方針の周知と各省の官公需に対する取組みについて共有化が図られた。

なお、3月3日、中小企業庁は、各府省等（各府省及び各府省の所管する独立行政法人・国立大学法人等）、都道府県知事、人口10万人以上の市及び特別区の長に対して、官公需の発注に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、①柔軟な納期・工期の設定・変更・迅速な支払、②適切な予定価格の見直し、③官公需相談窓口における相談対応について要請を行っている。

（2）官公需適格組合の受注機会の増大【未実現】

官公需適格組合の受注機会の増大に係る地方公共団体への周知については、官公需における政府一体の取組みとして、毎年、中小企業庁が経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の基本方針に準じた取組みについての要請文を発出しているが、官公需制度及び官公需適格組合に関する周知は、毎年度都道府県ごとに開催している「令和元年度官公需確保対策地方推進協議会」等で行われているが、新たな周知は進められてはいない。

なお、官公需適格組合数は、令和元年12月31日現在で、884組合（物品181、工事210、役務493）となっており、前年よりも10組合増加している。

また、全国中央会では、「令和元年度官公需受注促進事業委員会」を立ち上げて、官公需受注成功組合事例の調査を行い、事業協同組合等の官公需受注機会の増大及び官公需適格組合制度の普及に資することを目的とした報告書を作成した。本報告書を活用して、発注機関に対する周知に努めていくこととしている。

（3）予定価格の積算の最新の実勢価格等を踏まえた適正な単価設定、労務単価設定の配慮、最低賃金改定に合わせた人件費単価の見直し【一部実現】

国等の契約の基本方針の中で、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとされている。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとされている。

加えて、新たに講ずる措置として、「消費税率引上げによる適正な転嫁の確保」が示されている。

また、昨年6月施行された「改正公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本方針の中で、働き方改革への対応として、「適正な請負代金・工期による請負契約の締結」及び「公共工事に従事する者の賃金」への配慮が示されている。

なお、国土交通省・農林水産省が毎年10月時点で施行中の公共工事に従事する建設技能労働者の賃金支払実態を調査する「公共工事設計労務調査」や厚生労働省が公共工事だけでなく民間工事も含めた建設技能労働者の毎年6月分の賃金支払状況を調査する「賃金構造基本統計調査」の見直しは行われてはいない。

(4) 被災地における官公需適格組合の積極的な活用【未実現】

国等の契約の基本方針において、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮（①官公需相談窓口における相談対応、②適正な納期・工期の設定及び迅速な支払、③地域中小企業の適切な評価、④適切な予定価格の作成、⑤科学的・客観的根拠に基づく適切な契約、⑥官公需を通じた被災地域への支援）及び平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮（上記①～④）がなされているが、官公需適格組合の活用や特段の新たな支援は施されていない。

なお、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、災害時の緊急対応の充実化に努めるよう、発注期間が①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択、②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携、③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映等が盛り込まれた。

(5) 最低制限価格制度の導入と低入札価格調査制度の積極かつ適切な運用【未実現】

国等の入札に際して、適正価格での受注、品質確保、安全管理など適正な施工を確保するためにも国等は最低制限価格制度の導入に加え、著しい低価格による落札が行われぬよう低入札価格調査制度を積極かつ適切に運用を要望しているが、特段の措置は講じられてはいない。

(6) 少額随意契約の活用と適用限度額の大幅引上げ【未実現】

適用限度額については、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも現行の2倍以上（例えば、工事又は製造であれば、国等は250万円から500万円へ）に引き上げるよう法制度の見直しを要望しているが、改善は図られてはいない。

なお、官公需確保対策地方推進協議会において、発注機関側からも長年見直しがされていない随契適用限度額の見直しへの要望が行われるなど、機運が高まっている。

(7) 分離・分割発注の推進【未実現】

分離・分割発注については、官公需確保対策地方推進協議会資料では、地方公共団体における分離・分割発注事例や件数が示されているが、国等は、「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示されている商品等を種類ごとに分離又は契約期間を一定期間ごとに分割するなど、分離・分割発注するよう努めることとされているが、結果すら示されていない。

(8) 建設業界における発注制度の改善【一部実現】

昨年3月28日に働き方改革実現委員会決定の「働き方改革実行計画」において、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上が盛り込まれている。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上が盛り込まれるとともに、公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他調査及び設計）が本法律の対象として新たに位置づけされた。

(9) 知的財産権に対する慎重な対応【一部実現】

国等の契約の基本方針において、印刷物等に関する著作権等知的財産権にかかる価値について十分に留意した契約内容とするように努める旨が明記されているとともに、中小企業庁により、「官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！」といった普及啓発のためのチラシが作成され周知が行われている。

(10) 競り下げ方式の導入反対【一部実現】

競り下げ方式（リバースオークション）については、国等における導入実績が確認できていないが、地方公共団体においては競り下げが試行的に継続実施されている。

(11) 組合員企業からの監理技術者の在籍出向の積極かつ実効ある運用

「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ向上的な雇用関係の取扱い等について（試行）」が国土交通省土地・建設産業局建設業課長から地方整備局等建設業担当部長及び都道府県主管部局長宛に通知（平成28年6月1日）され、現在静岡県内の組合のみが適用を受けているが、適用拡大に向けた新たな対応はなされていない。

(12) 「官公需総合相談センター」への財政支援の拡充【未実現】

令和元年官公需総合相談センターへの相談実績は、総相談件数2,662件（相談者数延べ2,429名）となっている。働き方改革や改正公共工事品確法・建設業法・入契法等の対応に向けて、きめ細かな相談業務に対応には、十分な予算措置を講じる必要があるにもかかわらず実現には至っていない。

(13) 電子入札の仕様の統一・簡素化【未実現】

電子入札・開札については、既にほとんどの府省の本府省において導入され、引き続き各府省の地方支分部局等への導入が図られているが、電子入札の操作方法が各省庁で統一化は図られてはいない。

8. 海外展開に対する支援の拡充

【要望事項】

- (1) 中小企業・小規模事業者の海外展開には大きな費用負担と事前準備等の時間が必要であり、成果をあげるためには継続的な取組みが必要であるため、支援体制の整備と支援策の強化・拡充を講じること。
- (2) 人材等の活用を通じた海外展開への支援策を引き続き推進すること。

【経過】

(1) 海外市場への販路開拓支援の強化・拡充【実現】

令和2年度当初予算において「JAPANブランド育成支援等事業」（10.0億円）、「現地進出支援強化事業」（14.2億円）及び「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業費」（2.9億円）が予算措置された。

「JAPANブランド育成支援等事業」では、①海外・全国展開型として、中小企業等が海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組み（新商品・サービス開発やブランディング等）、②支援事業型として、民間支援事業者や地域の支援機関等が複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等）を行うとしている。

「現地進出支援強化事業」では、中小企業が抱える個別課題の解決等を目的とした「海外展開支援プラットフォーム事業」において、各業界の豊富な知識や人脈を活かした商談アレンジや、事後にバイヤーのフォローを行うマッチングコーディネーターを拡充し、商談の質や幅を改善するなど、中小企業の海外展開の進展度合いに応じて、効果・効率的な支援策を国内外でシームレスに実施するとしている。

「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業費」では、マーケット環境の変化や海外での販売先・提携先の確保、通関手続、決済対応といった様々な課題に対応した、民間事業者間の連携による新たな輸出ビジネスモデルを創出するため、①民間事業者による有望な輸出支援の取組みへの実証的な支援及び②輸出に係る多様なビジネスモデルの調査、輸出戦略の形成・横展開をすすめている。

これらの取組みを通じて、輸出ビジネスにおける多様な課題へ対応するとともに、最終的には、中堅・中小企業の海外展開が民間企業間の連携により、自律的に拡大する仕組みの構築を目指すとしている。

(2) 人材育成への支援継続・強化【実現】

令和2年度当初予算において、「中小企業・小規模事業者人材対策事業」（11.7億円）、「技術協力活用型・新興国市場開拓事業」（42.7億円）及び「中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業」（29.0億円）が予算措置された。

「中小企業・小規模事業者人材対策事業」では、中小企業海外ビジネス人材育成支援事業として、中小企業・小規模事業者が自立的・能動的に海外ビジネスを進められるよう、海外展開戦略の立て方・進め方、情報の集め方、専門家等とのネットワーク

の構築の仕方、商談の進め方等、基礎的なスキルを習得できるプログラムを提供している。

「技術協力活用型・新興国市場開拓事業」では、日本企業が新興国でビジネスを展開する上で課題となる現地人材の育成、事業環境の整備等を図ることで、日本企業の新興国市場への進出を後押ししている。

「中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業」では、国、支援機関等で構成される「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用し、海外展開のあらゆる段階における専門家のサポートを実施している。

なお、新輸出大国コンソーシアムの登録支援機関は1,125件（令和元年12月18日時点）となっている。

9. 公正かつ自由な競争の確保

【要望事項】

- (1) 不当廉売、過大な景品表示、差別対価、優越的地位の濫用の未然防止に努め、違反をした事業者には厳正な措置をとること。
- (2) 改正独占禁止法の施行に向けた明確な制度設計を講じること。

【経過】

(1) 不公正な取引の未然防止と厳正な措置の強化【一部実現】

昨年12月17日、公正取引委員会は近年市場の拡大しているデジタル・プラットフォーム型ビジネスにおける「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の乱用に関する独占禁止法上の考え方」を公表した。

また、デジタル分野の企業結合案件に適応する必要性が高まっていること等から、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「同手続に関する対応方針」の改定の概要を同日公表した。

事業者の独占禁止法違反行為の未然防止等に役立てるとともに、引き続き独占禁止法を適正に適用することとした。

(2) 改正独占禁止法の施行に向けた明確な制度設計【一部実現】

事業者の公正取引委員会に対する調査協力インセンティブを高めるため、事業者の自主的な調査協力の度合いに応じて課徴金の減算額が決定されるよう、独占禁止法固有の課徴金減免制度が改正された場合、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズがより高まると考えられるため、新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、当該相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、本制度を整備する検討が進められている。

改正独占禁止法施行に向けて、制度運用の透明化が図られるよう、秘密保護の対象となる物件と対象外物件の区別及び電子データが本制度の対象になることを明確化するなど具体的な制度設計の検討が進められている。